

Title	BARAULI村(02)
Author(s)	
Citation	印度民俗研究. 1974, 2, p. 20-81
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/50335
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

B A R A U L I 村 (2)

第 3 章

経 済 活 動

Barauli 村は農業中心の村である。次の表は性別及び職業別に見たこの村の労働人口を示す。

表 3-1

職 業	性別・職業別労働人口 ¹			パーセント
	人 口			
	人 数	男 子	女 子	
1 耕 作 者	188	185	3	58.03
2 農 業 労 働 者	60	59	1	18.51
3 畜 産	4	3	1	1.24
4 煉 瓦 職 人	6	6	—	1.85
5 徴 税 記 録 官	6	6	—	1.85
6 洗 濯 屋	6	5	1	1.85
7 穀 類 卸 商	5	5	—	1.54
8 木 工	6	6	—	1.85
9 教 師	4	4	—	1.24
10 店 員	4	4	—	1.24
11 清 掃 業	5	1	4	1.54
12 理 髪 業	4	4	—	1.24
13 ポンプ井戸運転助手	1	1	—	0.31
14 日 傭	2	1	1	0.61
15 酪 農 業	4	4	—	1.24
16 刈 分 け 小 作	1	—	1	0.31
17 自 動 車 運 転 手	1	1	—	0.31
18 ギ ー 製 造 業	1	1	—	0.31
19 仕 立 屋	3	3	—	0.92
20 寺 男	1	1	—	0.31
21 食 品 小 売 商	2	2	—	0.61
22 ポンプ井戸掘業	1	1	—	0.31

23	織物業	1	—	1	0.31
24	鍛冶屋	1	1	—	0.31
25	ポンプ井戸運転	1	1	—	0.31
26	搬水業	1	1	—	0.31
27	農村指導員	1	1	—	0.31
28	木材卸小売商	2	2	—	0.61
29	製糖業	1	1	—	0.31
30	煉瓦工	1	1	—	0.31
	合計	324	311	13	100

この表からも明らかなように、労働人口324人のうち、188人(58.03%)もの多くが耕作者であり、さらに60人(18.51%)もの人が農業労働者である。このように、当村では農業が最も重要な職業であり、労働人口の76.85%もの人々がなんらかの形で農業に従事している。

ローダー及びパターンの大半は農業に従事している。ローダー・カーストの全労働人口217名中、159名(73.3%)が耕作者であり、さらに24名(11%)が農業労働者である。なお、残余の15.7%の人々は他の様々な職業に従事している。すなわち、徴税記録官5人、卸売商3人、日傭い1人、教師2人、小売商1人、店員2人、ポンプ井戸運転手傭い1人、酪農業4人、畜産業1人、石工6人、自動車運転手1人、ギヤ製造業1人、刈分け小作人1人、仕立屋3人、寺男1人、請負業1人となっている。次にパターンの労働人口38名中、25人が耕作者で、5人が農業労働者。卸売業に従事している者1人、教師2人、材木屋2人、小売商1人、石工手傭い2人となっている。ジャータヴァ・カーストの労働人口33名中、27名は農業労働者であり、耕作者3人、煉瓦工1人畜産業1人、製糖業1人となっている。

その他のカーストは一般に伝統的な生業を襲っている。バライー・カーストの労働人口8人中、6人は木工をしており、1人が織工、1人が畜産に従事している。バンギー・カーストの労働人口7人中、清掃業以外の職業に就いているのは2人のみである。

カハール・カーストの者は搬水業をしており、ロハール・カーストの者は鍛冶屋、ドービー・カーストの者は洗濯屋である。カーヤスト・カーストの者は徴税記録官である。ナーイー・カーストの労働人口10名中、4人は理髪業に従事し、3人は農業労働者、1人は耕作者、1人は農村指導員、1人は畜産に従事している。

(註)

1 S村の職業別労働人口比率は次の通り。()内は%。

耕作者(35.1)、農業労働者(33.5)、小売商(8.2)、木工業(5.6)、清掃業(5.6)、製陶業(2.7)、勤め人(2.9)、洗濯業(1.5)、鉄鍛冶(0.5)、理髪業(1.7) (S., P. 15)

K村の職業別労働人口比率は次の通り。

耕作者 (42.0), 農業労働者 (27.3), 小売商 (5.9), 勤め人 (14.3)
鉄鍛冶 (5.6), 製陶業 (1.8), 車夫 (0.7), 行商人 (0.7), 仕立屋 (0.4),
乳牛飼育 (0.3), 日傭 (0.3), (豆煎り業 (0.7) (K., p. 12)

G村の職業別労働人口比率は次の通り。

耕作者 (44.2), 刈分け小作 (3.0), 農業労働者 (3.9), 貸地人 (0.9)
勤め人 (33.4), 皮革業 (0.3), 自転車修理業 (0.3), 製陶業 (0.8), 運
転手 (3.3), 日傭 (4.5), 牛乳販売業 (3.9), 商業 (1.5)

大別して農業に従事するもの52%, その他48%となっている。(G., P. 90)

職業とコミュニティー

次表は職業とコミュニティーとの関係を示すものである。¹

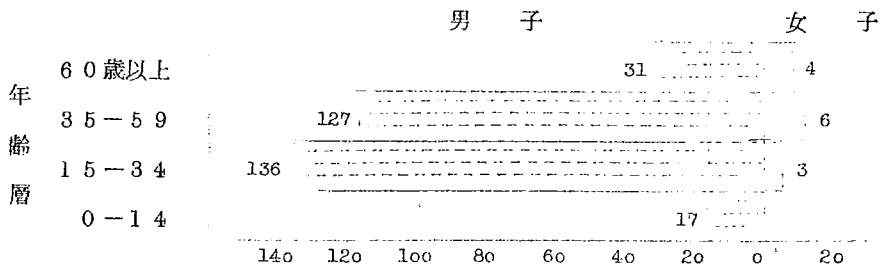
表 3-2

職 業	カーストと職業												合 計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1 耕 作 者							3	1	159		25		188
2 農 業 労 働 者			1				27	3	24		5		60
3 紡 織	1												1
4 畜 産	1						1	1	1				4
5 木 工	6												6
6 穀 類 卸 商		1							3		1		5
7 ポンプ井戸運転		1											1
8 洗 濯 屋				2							4		6
9 清 掃 業			5										5
10 日 傭			1							1			2
11 鍛 冶 屋											1		1
12 搬 水 業					1								1
13 徴 税 記 録 官						1			5				6
14 製 糖 業							1						1
15 煉 瓦 工							1						1
16 農 村 指 導 員								1					1
17 教 師									2		2		4
18 理 髪 業								4					4
19 木材卸。小売商											2		2
20 食 品 小 売 商									1		1		2

21 店員	2	2	4
22 煉瓦職人	6		6
23 ポンプ井戸運転助手	1		1
24 酪農業	4		4
25 刈分け小作	1		1
26 自動車運転手	1		1
27 ギー製造業	1		1
28 ポンプ井戸掘業	1		1
29 仕立屋	3		3
30 寺男	1		1
合計	8	27	35

1 Barhai, 2 Brahmin, 3 Bhangi, 4 Dhobi (Hindu), 5 Kahar, 6 Kayastha, 7 Jatava, 8 Nai, 9 Lodhey Rajput, 10 Lohar, 11 Pathan, 12 Dhobi (Muslim)

性別・年齢別労働人口表



(註)

1 S村の住民の職業とコミュニティーとの関係は次の通り。

職業	コミュニティー				ヒンドゥー								ムスリム					計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
耕作	10	64	3		8	4			1		29			13				132
農業労働					5				4		77	5	1	22		4	8	126
小売											6			24			1	31
木工						10								11				21
清掃												21						21
製陶								10										10
勤務	2	2			1			1	3		2							11
洗濯										5								5
鉄鍛冶							2											2

理 髪		1	5	6
機 織 り	1		3	4
竹 細 工		1		1
産 婆		1		1
仕 立	1			1
弁 護 士	1			1
煉 瓦 職			1	1
歌 手			2	2
合 計				376

1 Brahmin, 2 Rajput, 3 Khattri, 4 Rorh, 5 Gadaria, 6 Barhai, 7 Lochar, 8 Kumhar, 9 Kahar, 10 Dhobi, 11 Chamar, 12 Mehtar, 13 Ansari, 14 Teli, 15 Nai, 16 Mirasi, 17 Firai

(S. P. P. 15-16)

職業世襲制の変化¹

上記の表(3-2)は、いろいろなコミュニティーにあつては職業の世襲制に変化の生じていることを明示している。ローター・カーストは従来、耕作者、もしくは、農業労働者であつたが、今日ではこのカーストに属する者のうち6人が煉瓦職人になつており、また、5人が徴税記録官に、4人が酪農業に、3人が仕立屋に、2人が教師に、3人が卸売商に、2人が店員になつている。そのほか、次の職業に従事している者が各1名いる。すなわち、畜産業、日傭、食品小売、ポンプ井戸運転助手、自動車運転手、ギヤ製造業、ポンプ井戸運転、寺男といった如くである。

パターンも従来、耕作者、あるいは、農業労働者であつたが、教師になつている者が2名、店員になつている者が2名、小売商が1名、穀類卸売商をしている者が1名いる。ジャータヴァ・カーストの1名は製糖業に従事しているが、これはこのカーストの世襲の生業ではない。

バライー、カハール、カーヤスト、ローハール及びドービーといったカーストの者はすべて世襲の職業に従事している。

バンギー・カーストのうち1名は農業労働者、1名は日傭となつているが、他はカースト固有の職業、すなわち、清掃業に従事している。

ナーイー・カーストのうち6名は世襲の職業を離れてしまつている。

(註)

1 時代や情勢の変化により一部カーストにあつては世襲の職業に変化を来たしている。ブラーフマンはほとんどが本来の職業を離れ耕作に従事している。Teli は元は搾油を生業としていたのであるが、牛を飼ひ牛乳を販売している。Dhobi は世襲の洗濯業に今なお従事しているが、製靴を本業としてきたChamar は、その過半数(64.9)が農業労働者となつている。(S., P. 16)

G村においては、1951年に人口の91.2%もが農業もしくは農業に関連したものを生活の糧としていた。それが1961年時にその約半分に減じたについては次のような要因が考えられ

る。(1) 4村から2マイルばかりの距離にある shahdra に産業が興ってきたために農業労働者を中心として工場労働者となる者が出てきていること、以前、村で清掃人として働いていたのが市役所の衛生局の職員として勤務するようになってきている、shahdra に働く者がこの村に定住するようになってきている、など。(2) 毎年洪水による被害をもたらしていたジャムナー河に築堤が行われたこと、洪水の不安がなくなったため恒久的な住宅等の建設が促進されてきている。換金作物を栽培するようになり、また、化学肥料や改良農機具を使用するようになってきた。(3) Delhi Land Reforms Act of 1954 によりザミンダーリー制の廃されたこと。(4) 交通・通信機関の便がよくなってきたこと。(5) 金融面での便が増したこと。

副業

バライー。カーストでは副業として畜産業に従事している者が1名いる。バラモンの1人は農業を副業としている。副業に従事している者が最も多いのはローダー、バター、ジャータヴァといったコミュニティーである。ローダーのうち次のような人員がそれぞれ副業に従事し収入を補っている。すなわち、耕作者16名、農業労働者12名、畜産業1名、ギー製造業13名、水販売業1名、製糖業14名、牛乳販売業3名、ポンプ井戸運転助手2名、請負業1名、食品卸商2名である。

同様にバターのうち21人が副業に従事している。すなわち、自作農2名、農業労働者1名、畜産業2名、ギー製造業3名、製糖業2名、牛乳販売業11名、村の信用協同組合の会計係1名がそれである。

また、ジャータヴァにあつては、自作農2人、農業労働者1人、ギー製造業3名、煉瓦職手伝い13人といた副業従事者がいる。

カハール1名、ナーイー2名、ローハール1名がやはり耕作者として農業を副業にしている。

この村の全世帯196戸の所帯主に将来息子が従事する職業についての希望を尋ねた。

耕作者104所帯のうち78所帯は息子に同じ職業を継いでもらいたいと希望したが、8所帯は役人になつてもらいたいとの希望を持ち、1所帯は技術関係の職に就いてもらいたいと考えている。他の1所帯は製糖業を大規模にやつてもらふことを希望している。跡取り息子のいない所帯が10戸あるが、そのうち6所帯は将来の息子の職業については考えたことがないことを明らかにした。農業労働者として働いている37所帯のうち18所帯は息子に耕作者になつてもらいたいと念じており、9所帯は役人になつてもらふことを希望している。10所帯は息子がいないため、返答をしなかつた。畜産業に従事している5所帯のうち3所帯は息子たちの進路についてまだ考えを決めていなかったが、1所帯は自作農、1所帯は農業労働者になることを希望している。洗濯屋、日傭、鍛冶屋及び木材商らはみな息子たちにそれぞれ跡を継がせようと思っている。農村指導員は息子を医者にするつもりである。その他の職業に従事している所帯では多かれ少なかれ現在の職業に満足しているので、息子を別の職業に就かせたいとは思っていない。当然のことながら、農業労働者たちは自分たちの境遇を全く呪わしく思っている。

農業

農業はこの村の住民の主要な職業である。すなわち、この村の労働総人口324人中、男子185人女子3人の本職が耕作者であり、60人が農業労働者として働き、1人が刈分け小作人として働いている。この他にも幾人かの者が副業として耕作者をしたり、農業労働者として働いている。次の表は農業従事者の労働人口を年齢別に示したものである。

農業従事者の年齢構成

年齢層 性別	0-14		15-34		35-59		60歳以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女
耕作者	8		81		71	2	25	1
農業労働者	6		24		26		3	1
刈分け小作						1		
計	14		105		97	3	28	2

農業関係の仕事に従事する249人のうち188人(75.5%)が耕作者であり、60人(24.1%)が農業労働者である。1人(0.4%)が刈分け小作である。うち14人(5.6%)は14歳未満の者であり、105人(42.1%)が15歳~34歳の年齢層の者である。35歳~59歳の者は100人(40.1%)、60歳以上の者は30人(12.2%)である。

土壌

この村の土壌は次の3種に大別される。第一はBaralと名付けられているもので、肥沃なローム土である。これは村の居住区域のすぐ近くにあり、そのため肥料がよく入っており、離れたところにあるものよりも手入れがよく行届いている。第二はMatiyar 1 dryと呼ばれるものでローム土として最上。第三はMatiyar 2と呼ばれるもので、ローム土ではあるが、なんらかの欠点を持っているか、居住地からかなり離れているために肥料が不足していたり手入れが足らなかつたりしているため、前二者に比べて劣る。

この村の土壌は概ね良い。¹

地税査定報告書によるとこの村の土壌は次のように分類される。

表 3-4

土壌区分と課税率

土質	面積(単位ビーカー) ²	区域税率		適用税率	
		標準地	世襲地	標準地	世襲地
		ルビアンナ	ルビアンナ	ルビアンナ	ルビアンナ
1 Baral	67	5 12	6 12	6 8	7 10
2 Matiyar	257	3 15	4 11	4 7	5 4
3 Matiyar	309	3 5	3 14	3 6	4 6

(註)

- 1 以下、既出のため省略。創刊号 P. 21〔土壤〕の項参照のこと。
- 2 1 ビーガは 8 分の 5 エーカー。

灌 溉

次表は最近 6 年間の灌漑面積を示している。

表 3-5

フアスリー年	耕地総面積 (エーカー)	灌漑地総面積 (エーカー)	非灌漑地総面積 (エーカー)	灌漑地面積%
1 3 6 3	3 5 5	2 5 6	9 9	7 2
1 3 6 4	3 6 7	2 7 3	9 4	7 4
1 3 6 5	3 6 7	3 0 3	6 4	8 2
1 3 6 6	3 6 5	2 5 6	1 0 9	7 0
1 3 6 7	3 6 5	2 7 8	8 7	7 6
1 3 6 8	3 5 9	2 5 8	1 0 1	7 2

灌漑用水源は灌漑局が据えつけたポンプ井戸と石造りや仮掘りの井戸である。水は年中必要なだけ得られる。

土地保有制度

ウッタール・プラデーシ (北部州) ザミンダーリー廃止。土地改革法 (The Uttar Pradesh Zamindari Abolition and Land Reforms Act 1950) は、1952年7月1日に公布された。インドの独立達成と同時に、北部州政府は外国人が自分たちの便益と行政上の都合のよいように定めた非常に有害なザミンダーリー制度を廃止することを決定した。土地保有制度に急進的な改革をもたらさない限り農業生産性の向上と食糧増産を確保し、農民の生活水準を引上げ、農民に人格を発展せしめる機会を与えるような均整のとれた農村再興計画は実施されないことが痛感されたのであった。新制度は農民に本来の権利と自由を取戻させ、村落共同体には村落の営みの全面に影響力を及ぼす最高の権限を回復させるものと期待された。そこで非常に複雑化していた土地保有制を簡潔で一様な、大別二種の保有制度に改めることが考えられた。

中間介在者はそのシールヤクドカーシト¹及び果樹園に関してはブーミダール (Bhumidhar) と認定された。小作料の十倍の金額を納入した小作農もブーミダール²とされた。その他の小作農はシールダール (Sirdar) と呼ばれ、土地に永代世襲的占有権を持ち、農業・園芸・畜産に関する如何なる目的にも使用したり、如何なる改良工事を行なう権利を持つ。

アサーミー (Asami) と呼ばれる一段低い土地保有形態は交替地とか一時的な耕作といったように永続的な権利の与えられず、占有権を持たぬ小作農で、ブーミダールヤシールダールが自耕し得なくなった際に土地を貸与される人の場合が相当する。地主・小作関係の再現を防ぐために農地

の貸与は制限されており、未成年者、未亡人、心身障害者などの場合にのみ認められる。

居住区域、道路、荒蕪地、森林地、漁場、共同井戸、溜池、用水路など、公共の土地はすべて村落共同体に管理権が付与された。村落共同体に代って機能している村落パンチャヤトは広範な土地管理権を委ねられている。

ザミンダーリー廃止後の村の土地を保有権別に区分すると次のようになる。⁵

	ビーガー	ビスワー ⁴	ビスワーンシー ⁴
ブーミダール所有地	149	19	6
シールドール所有地	532	1	0
ガーンオ・サマージ所有地	19	19	10
政 府所有地	11	14	4

この村の土地の区画整理は1961年に開始され、その作業は既に完了している。整理された土地は各個人に分与された。作業が開始される前にはこの村の土地は438筆あったが、整理後は146筆になり、それには森林地が23区画含まれている。区画整理の結果、116戸が1区画を与えられ、7戸が2区画ずつ与えられた。最小の区画は2ビスワーである。最大の区画は21ビーガー1ビスワー5ビスワーンシーである。今日、ブーミダーリー区画は45、シールドーリー区画は67となっている。区画整理前のこの村の地稅収入は3,133ルピー41パイサーであったが現在では公共地分が差引かれ2,959ルピー85パイサーとなっている。

この村の住人はこの村の土地以外に近くの幾つかの村の若干の土地も耕作している。次の表は農地及び宅地面積をコミュニティー別に示したものである。⁵

カースト	面 積 (エーカー)		
	農 地	宅 地	合 計
1 Brahmin	2.00	0.04	2.04
2 Barhai	—	0.14	0.14
3 Bhangi	—	0.02	0.02
4 Dhobi (Hindu)	—	0.02	0.02
5 Jatava	6.94	0.36	7.30
6 Kahar	1.00	1.03	2.03
7 Kayasth	—	0.02	0.02
8 Lochar	1.60	0.03	1.63
9 Nai	3.80	0.18	3.98
10 Pathan	139.52	2.36	141.88
11 Lodhey	507.28	8.14	515.42
12 Dhobi (Muslim)	—	0.04	0.04
合 計	662.14	12.38	674.52

(註)

- 1 Sir, Khudkasht ザミーンダール, ジャーギールダールなど中間介在者の自耕地。
 2 プーミダールは永代世襲的権利を有するもので土地を如何なる目的も使うことが出来る。
 地税は従来のも50%に減じられた。(K., P. 14)
 3 S村では次の通り。(S., P. 19)

	面積(エーカー)	%
プーミダール所有地	949	72.6
シールダール所有地	230	17.6
グラーム・サマージ所有地	104	8.0
政 府所有地	23	1.8
計	1,306	100

- 4 Biswa, Biswansi 1ビスワーは1ビーガーの20分の1, 1ビスワーンシーは1ビスワーの20分の1。

- 5 K村の場合次の通り。(K., P. 13)

カースト/コミュニティー	所有地(エーカー)	%
Ahir	29.50	8.3
Bhumihar	190.14	54.3
Brahmin	56.24	17.0
Brahma Bhatt	8.47	2.3
Kayastha	37.14	10.6
Kahar	0.28	0.1
Kumhar	1.41	0.3
Sonar	9.72	2.6
Teli	0.56	0.2
Vaish	0.84	0.3
Chamar	7.65	2.0
Pasi	5.32	1.4
Choorihar	2.56	0.6
Darzi	—	—
計	349.83	100

- G村の場合次の通り。(G., P. 64)

カースト	総所帯数	土地保有世帯	保有面積(ビーガー)	全体比%	平均保有面積
Chamar	44	2	80	3.0	40.0

Gujar	31	28	1,498	56.2	53.4
Rajput	19	15	357	13.4	23.8
Brahmin	20	18	556	20.9	30.9
Bhangi	9	—	—	—	—
Nai	9	—	—	—	—
Baniya	5	3	144	5.4	38.0
Gosain	6	—	—	—	—
Jat	1	1	29	1.1	29.0
Sunar	1	—	—	—	—
Kadera	1	—	—	—	—
Kumhar	1	—	—	—	—
Muslim	2	—	—	—	—
計	149	67	2,664	100	39.8

なお、G村の土地保有規模を表によって示す。(G., P. 63)

面積 (ビーカー)	土地保有世帯		保有土地	
	世帯数	全体比%	総面積 (ビーカー)	全体比%
5 以下	1	1.5	3	0.1
5 — 10	4	5.9	27	1.0
10 — 15	2	2.9	20	0.7
15 — 20	5	7.4	81	3.0
20 — 30	13	19.5	302	11.4
30 — 40	15	22.5	485	18.3
40 — 50	7	10.4	298	10.8
50 — 75	9	13.5	480	18.0
75 — 100	8	12.0	635	23.8
100 — 125	2	2.9	200	7.6
125 — 150	1	1.5	142	5.3
計	67	100	2,664	100

G村における土地の取得方法

取得方法	世帯数	世帯数比%	総面積	面積比%
先祖伝来	32	47.8	1,624	61.2
購入	30	44.7	870	32.4
プーミダーリー	5	7.5	170	6.4
計	67	100	2,664	100

プーミダーリーとは Delhi Land Reforms Act 1954 によって取得したものを指す。

二毛作

土壌と灌漑設備がよいので、この村の一部では二毛作が可能である。1346 F年度の地稅査定報告書の中で、査定官は次のように述べている。「二毛作 (Do-fasli) 地域は全耕地面積の45%にも及んでいる。」最近6年間の二毛作地域の全耕地面積に対する比率を統計で示すと次のようになる。1363 F年度は68%であったが、1364 F年度及び1365 F年度には45%に減少した。1366 F年度においては49%であったが、1367 F年度及び1368 F年度においてはそれぞれ47%及び41%であった。

作物

この村の収穫期はラビー (Rabi),¹ カリーフ (Kharif)² 及びザイド (Zaid)³ の三期に分けられる。過去6年間のザイドの平均耕作面積は21エーカーほど、すなわち、全作付面積の6%以下である。この期の主な作物はメロンと野菜類である。主要作物のうちでもカリーフのほうが作付面積では過去6年間の平均がラビーの226エーカーに対し277エーカーと一層重要である。しかし価格面ではラビーのほうがカリーフよりもはるかに重要である。

(註)

- 1 春作 (10~11月に蒔いて3~4月に収穫)。
- 2 秋作 (雨季のはじめ6~7月に蒔いて雨季の終わった後10~11月に収穫)。
- 3 Jāyādともいう。「余分の追加の」の意。春作と秋作の間に作られる。マスクメロン、たまねぎ、かぼちゃなど。

カリーフ作物 (秋作)

1363 F年度から1368 F年度にかけて、カリーフ作付面積の18%をバージラーが占めバージラーとアルハル豆 (Pigeon Pea) の作付面積は全作付面積の31%に達した。バージラーは7、8月に蒔かれ、10月の後半にとり入れられる。これの栽培には殆ど手間がかからない。除草にだけやや手間がかかる。これは一度だけ鋤を入れた後、ばらまきすれば良い。肥料も殆どいらないし、灌漑の必要は全くない。¹

とうもろこしはバージラーと並ぶ重要なカリーフ作物である。1363 F年度から1368 F年度に至る間、これは平均して全作付面積の25%の土地に作られた。この種は灌水地では6月に蒔かれるが、非灌水地では7月に蒔かれる。畑は鋤で3度耕され、かなりの肥料が用いられる。種はうねに蒔く。

最近6年間における砂糖きび²の作付面積は全作付面積の16%を占めてきている。2月から3月にかけて播種が行われ、11月以降にとり入れが行われる。施肥にかなりの労力が必要であり灌漑もしなければならぬ。播種に先立ち、少なくとも10回は鋤で耕さねばならない。

時代の推移と共に綿花の作付面積は大幅に減少した。最近6年間における綿花の平均作付面積は全作付面積の2%であった。これは5、6月に播種が行われ、10月以降にとり入れが行われる。

これもやはりかなりの人手を必要とする。

その他のカーフ作物としては、家畜飼料、さつまいも、野菜類、等がある。カーフ作付面積のわずか25%が灌漑されたに過ぎぬ。

(註)

1 バージラーは2, 3度灌漑する必要がある。これの除草は1度すれば十分とされる。(G., P. 71)

2 砂糖きびは10~12度灌漑の要がある。(G., P. 71)。厳密に言えば、砂糖きびはラビーにもカーフにも含まれないが、地税関係者は処理に都合のよいようにこれをカーフに含めている。われわれもこれにならった。(G., P. 68)

ラビー作物 (春作)

ラビー作物として最も大切なのは小麦である。1363F年度から1368F年度にかけて全作付面積の31%において小麦の作付が行われた。Bara 1及びMatiyarと呼ばれる土壌が小麦の栽培に適合する。播種に先立ち8回ほど鋤で耕す必要がある。種子は畝に蒔く。良い収穫をあげるには畑は少なくとも3度は灌漑しなければならない。播種は10月の第3週から11月の第2週にかけて行われる。とり入れは4月の第1週に始まり、その週のうちに終わる。

小麦に次いで重要なラビー作物は大麥であるが、これはバージラーやとうもろこしといったカーフ作物の収穫が済んだ二毛作地に作付が行われる。播種前、6回は鋤を入れて耕さねばならない。良い収穫をあげるには2度は灌水する必要がある。小麦よりも播種の時期は少し遅れるが、とり入れは先になる。全作付面積の21%の土地に作付が行われてきている。

3番目に重要な作物はひよこ豆と小麦とを混ぜ蒔きしたものである。¹鋤で8回耕した後、畝に種を蒔く。通常、2度灌水する。最近の6年間における平均作付面積は全作付面積の約15%を占めている。播種並びにとり入れの時期は小麦の場合と同じである。

4番目の作物は、普通、カーフ作物のとり入れ後栽培されるえんどう豆である。最近6年間におけるこれの作付面積は総作付面積の20%を占めている。種子は畝蒔きされる。通例、2度灌水が行われる。大抵、これはバージラーの作られた後に蒔かれる。播種は11月、とり入れは4月である。

その他の主なラビー作物としては、れんず豆、あぶらな、からし菜、じゃがいも、大根、にんじん、とうがらしがある。これらの平均作付面積はれんず豆が総作付面積の4%であったのを除けばいずれも1%程度でしかない。

ラビーの作付面積の約96%は灌漑されていた。

次の表は作物別の1エーカーあたり播種量並びに収穫量である。

	1 エーカーあたり	
	播 種 量	収 穫 量 (マソ)
1 バージラー	1.25セール ²	15

2	とうもろこし	15	セール	18
3	さとうきび	40	マン ³	350
4	小麦	35	セール	17
5	大麦	1	マン	20
6	小麦とひよこ豆	35	セール	18
7	えんどう豆	1.25	マン	20
8	れんず豆	10	セール	16

(註)

1 これはゴーチャニー (Gochani) と呼ばれる。ゴーチャニーは小麦とひよこ豆とを混じて蒔いたものである。同様にゴージラー (Gojra) とは小麦、ひよこ豆、大麦を混じたものである。面白いことにこれらは混ぜ蒔きされるのみならず穫入れも同じに行われる。(G., P. 70)

2 1セールは約930グラム。

3 1マンは約37キログラム。

肥料

一般にこの村では配合肥料が使用されている。1962年6月30日で終わる年度内に42戸の農家が1,583ルピー相当の化学肥料を使用した。サナイーとかデーンチャーといった緑肥も一部の農家で時折り使用されるが、緑肥はあまり用いられない。

種子

1962年6月30日で終る年度内に、28戸の農家が次の改良品種の種子を使用した。

戸数	品種名	種子の分量
23	小麦 F B	2,738 Kg
6	大麦 K 1 2	306 Kg
4	ひよこ豆 T 8 7	108 Kg
14	えんどう豆	802 Kg

化学肥料と改良品種の種子は人気が増しつつあることは明らかである。

農機具

現在この村で行われている農業技術は普通に見られるものである。農機具としては一般に次のものが用いられている。

当地方での名称		材料
1	Hal 鋤	木
2	Jua くびき	木
3	Suhaga ¹ 地ならし板	木

4	Phaura ¹	鍬	木と鉄
5	Khurpi ²	土かき	木と鉄
6	Gandasa	秣切	木と鉄
7	Darant	鎌	木と鉄
8	Charas ³	革袋	皮革
9	Sanki ⁴	かぎ手	木

下記のは N. E. S. ブロックの職員によつて導入された改良農機具である。

1	メ ス ト ン 鋤 (Meston Plough) ⁵	4	台
2	ケ ア 鋤 (Care Plough)	4	
3	シン地ならし板 (Singh Patela)	2	
4	ま ぐ わ (Hand Hoe)	15	
5	く ま 手	2	
6	除 草 機	2	
7	手動薬剤撒布器	1	
8	カ ー ラ ー (地ならし機)	1	
9	脱 穀 機	4	

農民たちは改良農機具の使用に消極的ではない。

(註)

- 1 畑を耕した後、地面をならすために用いられる大きな厚板。これを Su-haga とか Patela と呼ぶ。これは普通、4頭の牛が曳く。(‘Suman’, Ambaprasad, Krishakjivan Sambaudhi Braj Bhasha Shabdawali, 1, P. 13)。Mehra は耕した畑をならすのに用いられる。これは 6' × 5" × 10" 大の重い木でできている。これに 2, 3人が乗り、牡牛が2頭で曳く。(G., P. 77)
- 2 除草に用いるこて状のもので、約 300m の木の柄がついている。
- 3 井戸から水を汲み上げるのに用いられる大きな革袋。これは Pur と呼ばれる。
- 4 刈取ったものを積み上げる際に用いる。長い竹の棒の先にかぎ手を2本つけてつくる。(‘Suman’, 前掲書, P. 56)
- 5 Meston 鋤は かなり広く用いられている。これは軽い。幅は6インチから8インチにかけていろいろのサイズがあるが 6インチものが普通である。これは4~6インチの深さまで耕することができる。40ポンドほどの重さで、牛2頭で曳くことが可能である。価格はおよそ17ルピー。(S., P. 18)

次表の数字は調査時におけるこの村の作物の年間総生産量を示す。¹

表 3-6

作物	生産高と出荷高		
	年間生産高	自家消費高合計	出荷高合計

	(単位マン)	(単位マン)	(単位マン)
1 小 麦	2, 212	1, 357	855
2 小麦とひよこ豆	623	358	265
3 とうもろこし, もろこし, パーヅラー	2, 310	1, 704	606
4 豆 類	1, 505	928	577
5 黒 砂 糖	392	59	333
6 大 麦	445	421	24
7 野 菜	94	89	5
8 種 子	515	88	427
9 葉 タ バ コ	1	—	1
10 綿 花	9	8	1
11 果 実	84	19	65
12 飼 料	10, 859	10, 348	511
13 果 実	ルピー-1, 100	275	825
14 種 子	ルピー- 126	—	126
15 さ と う き び	ルピー-9, 708	709	8, 999

(註)

1 次表はS村のラビー及びカーフ作物の年間生産高並びに消費高を示したものである。数字は1960年7月1日から1961年6月30日までの1年間のものである。

作 物	生産高 (マン)	消費高 (マン)	出荷高 (マン)
米	1, 495	1, 442	53
小 麦	2, 290	2, 220	70
ジョワール } パーヅラー }	416	416	—
豆 類	797	797	—
大 麦	29	29	—
砂糖きび	67, 490ルピー	—	67, 490
搾油用種子	850ルピー	850	—

小麦と米とは余剰分が出たので近くの市場へ売られた。砂糖きびは Deoband の製糖工場へ出荷された。(S., P. 21)

次表はK村の農作物の年間生産高と消費高を示したものである。

作 物	生産高 (マン)	消費高 (マン)	出荷高 (マン)
米	793	646	147
小 麦	609	479	130

ジョワール バージラー	230	214	16
大 麦	699	654	45
豆類 (ひよこ豆を含む)	782	776	6
搾油用種子	1,903ルピー	651	1,252
その他 (じゃがいもを含む)	4,891ルピー	2,156	2,735

(K., P. 16)

作物の病虫害

病害の項省略

一部の農家では農薬を使用している者も見られる。薬剤は地域開発ブロックの本部から入手するが、農民たちはこうした薬剤の使用に慣れていないし、皆がそれらを購入する余裕も持っているわけでもない。

変化の要因

開発部門の代表として、農村指導員は農夫たちに土地改良や輪作などについて指導する。この指導員は改良品種の種子と化学肥料の貸付けにも当る。また、U. P式小麦栽培法、条蒔き法、穴掘り機の使用法、などを教えたりもする。農民たちは新しいものに対して理解を示すが、変化の受容にはずいぶんゆつくりとしか反応しない。

労働力の構成

普通、農業に従事するのは成人男子に限られる。臨時に少年たちが手伝うことがある。女子は農作業には従事しない。人手が必要な時には、チャマルの男たちが農業労働者として雇われる。

市場取引

この村の近くには製糖工場はないので、黒砂糖をつくるのに用いられるさとうきびはチャールーの市場で現金での競売に付される。

金融¹

この村に必要な場合に会員に金を貸付ける互助会 (Co-operative Society) がある。1961年度にこの互助会は会員に35,559ルピー95パイサーを貸付けた。この額はこの村の住民の借りた金額の2分の1を超えている。利子は年9分である。

この村、あるいは、Chharraの金融業者も金を貸すが、利子は業者によって異なり、また事情によって異なる。金製の装身具を担保にした場合、利子は年1割2分である。銀製のもの場合、年1割8分であるが、無担保の場合、年2割4分から3割6分までである。貧しい人や急に金を必要とする人にはさらに高い利子で貸付けられる。

(註)

1 K村の場合、耕作者が農業経営面で主として融資を受ける先は互助会、友人、親戚である。互助会はこの村では1955年4月に設立された。会員資格はこの村に住む耕作者に限られている。耕作者は1株25ルピーの株を買ってその会員になることができる。ただし、10株以上を買うことはできない。会員はわずか36人である。1960～61年度にはこの会は1,630ルピーを融資した。

一般の金融業者も土地・家畜・改良農機具を担保に金を貸すが、金利は月利3分から6分と非常に高い。(K., P. 17)

家畜¹

鋤ひきをする牛はこの村の農業活動に重要な役割を果たしている。そうした牛は実際、家族の一員のように扱われる。ヒンドゥーにあつては、家畜、特に牝牛に対する親愛感が強い。牝牛を「母親」と呼ぶほどである。

鋤引きをする去勢牛を飼っているのは97農家で、頭数合計は190頭となっている。2頭が一組で約6エーカーの土地を耕す。したがって家畜には過重な労働ではない。ほとんどの去勢牛が在来種のものであり、改良種のもはごく少数である。Onharraには獣医院がある。獣医補がつめており、家畜の病気の治療と予防に当たっているが、人工受精などの品種改良関係の仕事はしていない。

196戸のうち16戸が137頭の乳牛を飼っている。乳牛以外の牛は202頭で、118戸に養われている。5戸が10頭の山羊を飼っており、馬は2戸に1頭ずつ飼われている。19戸が78羽の鶏を飼っているほか、69戸が80頭の水牛と子牛を飼っている。家畜の飼育と酪農を生業としている家は9戸ある。畜産を副業としている家は15戸ある。そのうち牛乳を販売しているのが11戸、ギーを販売しているのが3戸である。この村はかなりの牛乳を生産するので、その一部はアリーガルにある州立酪農場に仲買人を介して買上げられている。

(註)

1 G村におけるカースト別家畜保有数 (G., P. 80)

	所帯数	乳牛		水牛(牝)		水牛(仔)		去勢牛		雌鶏	豚	馬	ろば	山羊				
		所帯数	所帯数	所帯数	所帯数	所帯数	所帯数	所帯数	所帯数	所帯数	所帯数	所帯数	所帯数	所帯数				
Chamar	44	2	3	25	30	16	17	13	23	4	9	1	2	—	—	—	—	
Gujar	31	17	20	18	25	27	54	17	24	25	49	—	—	—	—	—	2	17
Brahmin	20	5	6	7	9	18	28	14	22	13	23	—	—	—	—	—	—	—
Rajput	19	8	11	7	11	9	15	7	12	8	12	—	—	—	—	—	—	—
Nai	9	3	6	2	2	4	6	4	6	—	26	—	—	—	—	—	—	—

Ehangi	9	1	1						1	4				
Gosain	6	3	7		3	7	2	5	2	3			2	2
Baniya	5	5	5	4	5	1	1			2	1			1
Kumhar	1													
Kadera	1				1	1	1	1						
Jat	1			1	2	1	3	1	2					
Sunar	1													
Muslim	2	2	2	2	2					1	2			
	149		54	86	142	95	99	8	4	2	3	17		

なお、牡の仔牛は2歳を過ぎた頃に去勢される。農作業には去勢牛が使用されるので牝牛はほとんど必要としないからである。(G., P. 84)

村の産業

黒砂糖とギーの製造がこの村で行われている唯一の産業である。1368F年中に970マンの黒砂糖がこの村で生産された。そのうち899マンはChharraの市場で売られ、残りの71マンは生産者自身が消費した。砂糖きびを圧搾する機械はChharraの市場で賃借りすることができる。1シーズンの料金は100~150ルピーである。この機械と一緒にしほり汁を煮つめる大鍋も2, 3貸してもらえ。圧搾の動力源は去勢牛である。

普通、ギーは家庭での消費分の残りが売りに出される。ギーの生産量は減少してきている。それというも、生牛乳を売ったほうが有利だからである。

非労働人口¹

この村の人口総数984人のうち、なんらかの労働に従事している者はわずか324人を数えるのみで、残りの660人はなんの職業にもついていない。もちろん、それらの人には収入がないわけである。人口の32.9%の人たちが働いて67.1%の人たちを養っているわけである。次表は非労働人口の内訳を性別及び年齢別に分類して示したものである。

表 3-7

	性別・年齢別・活動別非労働人口					
	年齢	全体	0-14	15-34	35-59	60~
	総人数	男子女子	男子女子	男子女子	男子女子	男子女子
非労働者総数	660	201 459	185 183	11 142	-- 100	5 34
全日制課程生徒	82	55 27	44 27	11 --	-- --	-- --
家事従事者	288	-- 288	-- 13	-- 142	-- 100	-- 33
被扶養者	288	145 143	141 143	-- --	-- --	4 --
年金受給者	2	1 1	-- --	-- --	-- --	1 1

この表の数値を要約すると、現在の非労働者総数の43.6%は完全に他人の扶助に頼って生活している人、就学前の幼児と乳児、及び障害者が占めている。これと同率を家事のみに従事している婦女子が占めている。12.4%は全日制課程の生徒が占めており、年金受給者は男女各1名しかいない。

(註)

1 G村の非労働人口 (G., P. 93)

	男子				女子				合計			
	0	15	35	60	0	15	35	60	0	15	35	60
	}	}	}	}	計	}	}	}	計	}	}	}
	14	34	59		14	34	59		14	34	59	
幼 児	144			144	164			164	308			308
生 徒	72	14		86	15			15	87	14		101
老人・病弱者			2	2	4			4	4		2	6
失 業 者		3	2	5						3	2	5
主 婦					2	75	33	8	118	2	75	33
									8			118

負 債

次表は調査時における村人たちの負債の状況を示したものである。

表 3-8

1 取 入 (ルピー)	2 世帯総数	3 負債のある 世帯数	4 3/2			5 1戸当り平 均負債額	6 負債額
			負債 ¹				
25以下	7	1	14.3		250.00	250	
26- 50	36	25	69.44		237.68	5,942	
51- 75	46	30	65.22		284.84	8,545	
76-100	50	39	78.00		414.10	16,150	
101以上	196	137	69.89		454.61	62,282	

この表から、村の世帯総数の69.89%に達する、137の世帯がなんらかの負債を負っていることが認められるが、負債のある世帯数の割合が最も高いのは所得76-100ルピーのグループであって、その割合が最も低いのは所得25ルピー以下のグループである。また、所得の増加につれ負債も増加する傾向にある。(世帯別平均負債額について省略)

次表は負債の事由を分類したものである。

表 3-9

負 債 の 事 由²

事由	負債額	負債世帯総	事由の全体比
1 家屋の建築	1,700.00	5	2.73
2 結婚	2,065.00	8	3.31
3 借金返済	1,900.00	4	3.05
4 病 気	1,000.00	1	1.60
5 日常必要物	15,412.00	59	24.75
6 農業経営	33,785.00	73	54.25
7 事 業	2,010.00	2	3.25
8 商 売	1,400.00	2	2.24
9 葬 式	600.00	1	0.96
10 商 売	1,410.00	3	2.26
11 そ の 他	1,000.00	1	1.60
合 計	62,282.00	159	100

この村の負債総額62,282.00ルピーのうち、54.25%の金額は農業経営に用いられ、また、24.75%の金額は日常必要物の費用に用いられた。この二つを除く他の事由はいずれもみなささいなものである。娘の嫁入りの際の持参金や土地購入費のための借金は1件もない。

(註)

1 G村における負債とカースト及び年取との関係表 (G., P. 110)

カースト	総所帯数	負債所帯数	負債所帯比	負債総額 (ルピー)	負債額比率	所帯当平均負債額	所帯当年取
Chamar	44	41	93.2	35,550	23.1	807.25	1,153.68
Gujar	31	42	71.0	31,800	25.2	1,025.81	2,086.44
Rajput	19	14	73.7	13,400	10.6	1,789.5	1,068.00
Brahmin	20	13	65.0	17,600	13.9	880.00	1,758.00
Bhangi	9	8	88.9	7,900	6.2	877.78	1,433.28
Nai	9	8	88.9	9,850	7.8	1,094.44	1,179.96
Baniya	5	2	40.0	2,850	2.3	570.00	2,556.00
Gosain	6	4	66.7	5,500	4.4	916.67	1,670.04
Jat	1						2,280.00
Sunar	1						1,560.00
Kadera	1						1,740.00
Kumhar	1	1	100.0	300	0.2	300	1,200.00
Muslim	2	2	100.0	1,700	1.3	850	1,560.00
計	149	115	77.2	126,450	100	848.65	1,587.84

2 G村における負債事由を金額の多い順に示すと次のようになる。(G., P. 111)

- 1.住宅建築費 2.家畜購入費 3.生活費 4.冠婚葬祭費 5.井戸建設費 6.農機具・種子購入費 7.土地購入費
- 住宅建築費が多いのはヤムナー河の堤防建設により恒久的な家屋の建設が急増してきていることによる。

S村における負債事由を金額順に示す。(S., P. 22)

- 1.農業経営 2.結婚費用 3.訴訟 4.商売 5.生活費 6.医療費 7.葬式費用 8.住宅建設・修繕費 9.借金返済

収入と支出¹

収支の数値というものは、いろいろな理由のために一般に自分の収入や支出を正確に語りたがらないものなので、誤差がかなり大きなものになりやすい。次表は各世帯の収入を職業、収入、家族数とともに示したものである。

表 3-10

職業・収入・家族数別世帯表

職 業	世帯数	家族数	月 収 (ルピー)				
			25以下	26-50	51-75	76-100	101以上
農 業	104	612	—	11	18	28	47
農 業 勞 働 者	37	159	2	15	11	8	1
煉 瓦 職 人	6	29	—	—	1	4	1
畜 産	5	14	1	3	1	—	—
木 工	5	24	—	1	1	2	1
理 髮 師	4	21	—	1	2	—	1
店 員	3	14	—	—	2	1	—
食 料 品 小 売 商	1	6	—	—	1	—	—
穀 類 卸 商	2	12	—	—	—	—	2
教 師	2	9	—	—	—	2	—
農 村 指 導 員	1	3	—	—	—	—	1
鍛 冶 屋	1	4	—	—	1	—	—
滑 掃 業	1	3	—	1	—	—	—
搬 水 業	1	2	—	—	1	—	—
日 傭 員	1	4	—	—	—	1	—
織 物 業	1	1	1	—	—	—	—
煉 瓦 職 手 伝 い	1	3	—	—	1	—	—
ポンプ井戸運 転	1	5	—	—	—	1	—
材 木 店 従 業 員	1	3	—	—	1	—	—
ギ ー 製 造 業	1	4	—	—	1	—	—

自動車運転手	1	4	—	—	—	—	1
ポンプ井戸運転助手	1	1	—	—	1	—	—
請 負 業	1	12	—	—	—	—	1
牛 乳 屋	1	1	—	1	—	—	—
刈 分 け 小 作	1	3	—	—	—	—	1
徴 税 記 録 官	1	3	—	—	1	—	—
貸 地 人	5	10	1	1	1	2	—
仕 送 り 受 取 人	3	4	2	1	—	—	—
合 計	196	984	7	36	46	50	57

表から判明するように、耕作が最も収入の多い職業である。101ルピー以上の収入を得ている世帯が一番多く、次に76～100ルピーのグループ、続いて51～75ルピーのグループとなる。

支出のパターンを確認するために多数の世帯の家計を調査した。次に各収入グループを代表する5人の例をとって説明しよう。すなわち次の5名である。

- (1) Tota Ram, 耕作者, ローダー・カースト, 平均月収250ルピー。
- (2) Budhsen, 耕作者, ローダー・カースト, 平均月収70ルピー。
- (3) Ganga Ram, 農業労働者, ジャータヴァ・カースト, 平均月収45ルピー。
- (4) Noor Ahmad, 耕作者, パターン, 平均月収300ルピー。
- (5) Pooran Singh, 木工, 平均月収100ルピー。

Tota Ram の世帯は7人で、そのうち6人が12歳以上になっている。息子はなく娘婿が2人同居している。平均月収250ルピーの使途は次の通りである。

内 訳	金 額 (ルピー)
1 穀類及び豆類	60.00
2 牛 乳	30.00
3 ギー及び食用油	26.00
4 その他の食品	42.87
5 光 熱 費	13.00
6 衣料・はき物	25.00
7 家屋修理費	4.00
8 そ の 他	27.00
合 計	227.87
貯 金	22.13

この世帯では総支出のほぼ69%が食費に費されているが、教育費は全くない。22.13ルピーが黒字分である。支出の配分はよくバランスがとれている。土地はおよそ20エーカーあり、

ギーを製造・販売している。現在この世帯は互助会から800ルピーの融資を受けている。

Budhsen も同じく耕作者であり、やはりギーの販売を手がけている。世帯には4人おり、うち12歳以上に達しているのは2人である。月収70ルピーのうち、60ルピーは農業から、10ルピーはギーの販売から得ている。8歳になる息子は小学生である。この世帯の支出のパターンは次のようになっている。

内 訳	金 額 (ルピー)
1 穀類及び豆類	21.00
2 牛 乳	3.00
3 ギー及び食用油	4.50
4 その他の食品	9.50
5 光 熱 費	4.87
6 衣類・はき物	11.00
7 家屋修理費	2.00
8 そ の 他	15.00
合 計	70.87

この世帯では食費に38ルピー(54%)、教育費に2ルピーを支出している。0.87ルピーの赤字となる。この世帯はわずかに2エーカーの耕地を所有しているだけで、当然低収入となるわけである。

Ganga Ramは農業労働者である。家族は3人あり、稼ぎ手は彼ひとりである。農業労働者として稼ぐほかに、冬期には村から出て煉瓦製造所で請負仕事として煉瓦工として働く。家計は次の通り。

内 訳	金 額 (ルピー)
1 穀類及び豆類	22.25
2 ギーと食用油	3.25
3 その他の食料品	6.00
4 光 熱 費	3.68
5 衣料・はき物	6.00
6 家屋修理費	1.00
7 そ の 他	3.25
合 計	45.43

0.43ルピーの赤字であり、食費は収入の70%を占めている。貧しい世帯であることは明らかである。

Noor Ahmad はパターンの耕作者であるが、妻と娘2人、息子1人、それに実母がある。子供たちはみな12歳以下である。教育を受けており影響力を持った人物であり、この2、3年間、互助会の会長を勤めている。農業からの収入のほかに、黒砂糖とギーの製造による収入もある。平均

月収は約 3000 ルピーである。農地は 8.30 エーカー所有しており、家の新築に約 2,000 ルピーを費したということである。支出の内訳は次の通りである。

内 訳	金 額 (ルピー)
1 穀類及び豆類	70.50
2 牛 乳	24.00
3 ギー及び食用油	15.25
4 その他の食料品	50.06
5 光 熱 費	8.50
6 衣類。はき物	26.00
7 そ の 他	30.12
8 訴 訟	50.00
合 計	274.43

25.57 ルピーの黒字である。食費には総支出の 53% を占めている。教育費の出費は全くない。訴訟費用というのは普通の世帯には見られないものである。

木工の Pooran Singh には家族は 4 人ある。そのうちの 1 人は 12 歳以下である。稼ぎ手は 2 人である。平均月収は 1000 ルピーである。支出の内訳は次の通りである。

内 訳	金 額 (ルピー)
1 穀類及び豆類	38.00
2 ギー及び食用油	9.00
3 その他の食料品	19.25
4 光 熱 費	5.50
5 衣類とはき物	15.00
6 家屋修理費	2.00
7 そ の 他	10.00
合 計	98.75

食費の総支出に対して占める割合は 66% である。1,250 ルピーの黒字である。

一家は日常必需品を買い求めるのに 2000 ルピーの借金をしている。

上の説明から明らかなように村人たちは日常の必要を満たしているに過ぎぬ。食費の占める割合はずいぶん多い。

(註)

1 G 村の職業別・収入別所帯表 (G., P. 107)

職 業	世帯数	所帯別月収 (ルピー)						
		26~ 50	51~ 75	76~ 100	101~ 150	150~ 250	250~ 500	500~
耕 作 者	49		3	10	11	18	6	1
刈分け小作	4		2	3				

農業労働者	6	2	2		2			
勤め人	21		1	7	9	2	1	1
日傭い	12	5	4	2	1			
仕立屋	2			1	1			
製陶業	1				1			
理髪師	3		1	1	1			
商店主	5			1	1	1	2	
皮なめし	1				1			
自転車修理	1		1	1	1			
工場労働者	26		8	9	7	2		
掃除夫	6				5	1		
牛乳屋	4			1	2	1		
運転手	8			1	6	1		
貸地人	1	1						
計	149	8	22	34	48	26	9	2

S村の場合には次の通り (S., P. 23)

職業	世帯数	世帯人員	月収額 (ルピー)				
			-25	26-50	51-75	76-100	101-
耕作者	78	430		6	9	22	41
農業労働者	63	318	2	38	10	5	8
商業	16	71	1	9	3	1	2
木工業	11	50	2	7		2	
勤め人	6	19		2	2	2	
産婆	1	1		1			
理髪業	3	15			1	1	1
鍛冶屋	1	5				1	
洗濯屋	2	9		2			
織工	2	9		1	1		
陶工	5	25		4	1		
掃除夫	12	57	1	7	2	2	
計	200	1,009	6	77	29	36	52

S村のラージプート Sultan Singh 氏は裕福な農民である。妻と息子2人、娘2人があり、娘2人、息子1人のある弟夫婦と一緒に住んでいる。一家の本業は平均月収250ルピーになる農業

であるが、一家の支出の費目は次の通りである。(S., P. 23)

費 目	出 費 (ルピー)
主 食 類	165.00
牛乳, ギー, 油	30.00
その他の食料品	10.00
光 熱 費	10.00
煙 草 代	6.00
衣 料・履 物	15.00
雑 費	8.00
計	244.00

同村の Nanak 氏はチャマールで妻と、娘夫婦と7歳になる孫1人と同居している。月収は平均150ルピーで、職業は農耕である。

費 目	出 費 (ルピー)
主 食	73.00
牛乳, ギー, 油	26.00
その他の食料品	11.00
光 熱 費	7.00
衣 服・履 物	8.00
煙 草 代	4.00
訴 訟	9.00
雑 費	12.00
計	150.00

農業労働者の Har Nand 氏には妻と12歳になる息子がある。平均月収は30ルピーである。

費 目	出 費 (ルピー)
主 食	21.50
牛乳, ギー, 油	1.50
その他の食料品	1.00
光 熱 費	2.31
煙 草 代	0.50
衣 服・履 物	3.00
計	29.81

Ram Piari 夫人は Mehtar カーストに属するが、夫はサハーランブルで北部鉄道の清掃夫とし

て働いており、毎月30ルピーの仕送りをしており、夫人自身も村で清掃業をして月収20ルピーを得ている。息子3人と娘1人がある。

費 目	出 費 (ルピー)
主 食	33.00
牛 乳 。 油	3.00
その他の食料品	4.38
光 熱 費	4.62
パーン。かみタバコ	2.00
衣服。履物	3.00
計	50.00

(以上, S., P. 24)

第 4 章

社会生活と文化

人口概要¹

1961年の調査時における当村の人口は984人で、内訳は男子512人に対し女子472人であった。西暦1869年に行われた第十次地稅査定時における当村の人口は418人で、男子237人に対し女子181人であった。93年間に135%増を見たことになる。

次の数字は1921年以降の人口である。

年	人 口	増 減
1921年	523人	
1931年	498人	-25人
1941年	728人	+230人
1951年	912人	+184人
1961年	984人	+72人

1921-31年間に見られる約5%の人口減の原因は判明しなかった。1931-41年間には48%という異常な増加が見られる。その後の10年間の増加率は25%であるが、1951-61年間の増加率は8%である。なお、この間の当県の人口増加率は14.43%であった。

(註)

1 G村の人口変遷(1911-61)

年	人 口	増 (+) 減 (-) 率
1911	395	

1921	353	-10.6
1931	440	+23.2
1941	525	+19.3
1951	546	+4.0
1961.5	875	+60.2

1911-21年間の-10.6%の減少は主として1918-19年のスペインかぜによるもので、この村ではこのかぜのため80人以上が亡くなったものと考えられている。その後、1941年までの20年間の増加率はほぼデリー中央直轄地のそれと同じである。1941-51年間の増加率が4.0%と低いのは、1947年のヒンドゥーとムスリムとの間の不和・暴動によりムスリムが移住したことによる。村民の話によるとこの村のムスリム14家族がパキスタンもしくはU. P. のバレーリー県にあるムスリム多教地域に移住したということである。1951-61年間の60.2%という異常な増加率は、この村が近くの産業地区 Shahdara に よりよい生活の糧を求めて故郷を離れてきたものの住宅難があり生活費の高くつく地域を避けてこの村に転入してきた人たちがかなりいることによる。(G., P. 116)

人口密度¹

この村の面積は40.8エーカー、すなわち、165.1ヘクタールである。調査時点における1平方マイルあたり人口密度は1,544人であった。当県の人口密度は910人である。

(註)

1 S村の人口密度1平方マイル当495人。(S., P. 24)

男女比¹

調査時における男子512人、女子472人という数字は男女比に不均衡のあることを示している。男子は52.03%を占めている。当県の男子1,000に対する女子比率857に対し、当村のそれは941となっている。ヒンドゥーにあつては男女比は男子100対女子88であるがムスリムにあつては男子100対女子122となっている。両教徒間に見られる男女比の大きな差の原因は不明である。

(註)

1 K村の男女比は男1,000人対女870。ヒンドゥーは男1,000対女860。ムスリムは男1,000対女930。

S村の男女比は男100対女82。ヒンドゥーは男100対女85、ムスリムは男100対女74。

ムスリムの男女比は不均衡である。女子の出生に比して男子の出生が多いことが原因の一つであるが、女子の出生についてはなにか秘密があることも事実である。(S., P. 25)

G村の男女比は男100対女84である。(G., P. 119)

出生と死亡¹

出生及び死亡を記録する任務は1947年の北部州パンチャーヤット法(The U. P. Panchayat Raj Act, 1947)によって成立した村落パンチャーヤット(Gaon Panchayat)に委ねられた1948年までは村のチヨウキータール(警備員)が負っていた。村会(Gaon Sabha)の長は村内のすべての出生と死亡を記録し、その数をパンチャーヤットの事務長に報告する。報告されたものは所定の記録簿に記載される。怠慢と不注意のため記録もれになるものも若干ある。

次表は1958年から61年にかけての出生記録である。

年 度	出 生			死 亡		
	合 計	男	女	合 計	男	女
1958	27	14	13	28	19	9
1959	33	21	12	9	5	4
1960	33	18	15	27	14	13
1961	22	15	7	20	5	15
総 計	115	68	47	84	43	41

この4年間の出生数115に対し死亡数は84となっている。男子の出生数は女子のそれより多い。このことが男子に対する女子の比率が低い原因の一つであることは明らかである。

出生及び死亡の記録からでは死因は明らかにならない。村人たちによれば、死因はすべて熱病である。チャーラーの病院の記録で明らかになったところでは当地によく見られる病気は胃病、赤痢、気管支炎である。マラリアの治療はわずかに13人が受けたのみである。普通の年は天然痘、コレラなどの伝染病に罹る者は甚だまれである。

(註)

1 G村については出生死亡の公的記録は年毎のものも10年毎のものも全く残っていない。(G., P. 116)

S村の1958-60年間の出生死亡数は次の通り。(S., P. 26)

年	出 生			死 亡			自 然 増		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1958	36	22	14	6	3	3	30	19	11
1959	22	13	9	8	6	2	14	7	7
1960	31	10	21	9	5	4	22	5	17
計	89	45	44	23	14	9	66	31	35

医療施設¹

チャーラーには診療所があり、Principal Medical Service 第2級の医官、薬剤師、看護系の少年が勤務している。診療所は設備が整っており、1959年3月15日に開所したものである。ベッドは男子用4床、女子用2床がある。チャーラーにはほかに16人の正規の医者がある。バローリー村の住民はこれらの医者の治療も受ける。

出産に際しては普通、バンギー・カーストの女が正規の訓練を受けているわけではないが産婆の役割を果たす。女たちはすべて経験のみを知識としている。難産の場合はチャーラーの妊産婦相談所の世話になるか、正規の助産婦の応援を得るかする。1961年に助産婦はこの村で4人の出産の世話をした。

チャーラーの基礎医療センターには衛生官1名、種痘技官2名がいる

(註)

1 S村には医療施設はない。正規の資格をもつ Vaidya はいるが受診者は多くはない。一番近くの診療所は Mirpur - Mohanpur 村にあるが 自然に治るまで待ち、そうでない場合、診療所に出かける。病気やインド医術についての知識を持っている年長者が初期には援助することがある。1960-61年の間に16人が診療所で受診した。同期に開業医に診てもらった人は24人いた。開業医の診察代は高いので、よほど重症にならない限り診てもらうことはない。

この村には産院はなく、出産の世話はチャマールとテーリーの女たちが産婆の役をする。この女たちは正規の資格を持っておらず、器具も十分には持っていない。(S., P. 26)

公衆衛生と下水道

この村の道路は約1,750ヤードあるが、そのうち1,000ヤードはバンチャーヤットの手に舗装されている。したがって道路は清潔できれいである。村には井戸が4本ある。これらは毎年開発ブロックの職員が消毒する。これらの井戸は雨季にはずいぶん泥水が流れ込む。ため池の水面は上がるがマラリアにひどく苦しめられることはない。マラリア予防局が定期的に DDT キガメクサン (有機合成殺虫剤の一) を散布してきており、マラリアの蔓延を防止する上でずいぶん効果をあげてきている。

年齢別人口¹

次の表4-1はこの村の人口を年齢別に分解してみたものである。

表 4-1

年齢層	年 齢 別 人 口		
	人 口	男	女
総 数	984	512	472
0 - 4	158	88	70
5 - 9	122	62	60
10 - 14	105	52	53

15-19	79	30	49
20-24	76	40	36
25-29	74	45	29
30-34	63	32	31
35-39	52	26	26
40-44	67	36	31
45-49	44	24	20
50-54	42	23	19
55-59	28	18	10
60-	74	36	38

この表から判明するように385人(39.12%)は0-14歳の年齢層に属し、455人(46.24%)は15-49歳の年齢層に属している。残りの144人(14.64%)は50歳以上の年齢層に属している。0-14歳までの年齢層の人口(39.12%)は50歳以上の人口(14.64%)の倍以上となっている。州の人口の場合と同様急激な増加を示している。

註

1 (G村で)年齢に関する資料を蒐集する際に幾つか特異な問題に遭遇した。最も重大なことは村民が自分たちの正確な年齢を知らないということであった。これは高齢者になればなるほど多く見られるところで、5-7歳の差はごく普通であった。実際、一部の老人は自分の齢を‘bisayo~saī’, すなわち「数十歳」と答えることがあったので、大体の年齢をつかむことさえ難しかった。また、年寄りたちは65とか70、80といった概数で答える傾向があった。このような混乱が生ずるにはいろいろな理由があるのだが、その最大のもは、子供の頃学校へ行ったり役所に勤めたりしたことのある者は僅かなために正確な年齢を記憶しておく必要がなかったことにある。こうした困難を克服するために調査者たちは、村を中心とした事件史、すなわち、1918-19年のスペインかぜとか1933年の洪水、1934年及び1936年の強盗団の襲来、1947年のインド分割などの事件を基に村民に質問をして正確な年齢を確認する作業をした。(G., P. 118)

結婚状況

次表は年齢層別に見た結婚状況を示している。

表 4-2

年齢層 (歳)	年齢層別結婚状況										
	合計 人数	合計		未婚		結婚中		やもめ		離婚	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
合計	984	512	472	227	194	255	247	29	31	1	—
0-14	385	202	183	202	177	—	6	—	—	—	—

15-19	79	30	49	16	15	13	34	1	-	-	-
20-24	76	40	36	5	2	35	34	-	-	-	-
25-29	74	45	29	1	-	43	29	1	-	-	-
30-34	63	32	31	1	-	31	30	-	1	-	-
35-39	52	26	26	1	-	23	26	1	-	1	-
40-44	67	36	31	-	-	33	29	3	2	-	-
45-49	44	24	20	-	-	20	19	4	1	-	-
50-54	42	23	19	1	-	19	17	3	2	-	-
55-59	28	18	10	-	-	15	7	3	3	-	-
60-	74	36	38	-	-	23	16	13	22	-	-

この表から明らかなように総人口984人中421人(42.8%)は未婚者で、502人(51.1%)が現在結婚している。やもめは60人(6.1%)、離婚者は1人である。未婚者の大半は0-14歳の年齢層に属している。

現在結婚している男女の数はほぼ同じである。10-14歳の女子53人中、結婚している者は6人しかいなかった。これは今なおわずかながら早婚の風のあることを示している。25歳以上の女子で未婚の者はなかった。25歳以上の男子中未婚の者は4名いた。

村には男やもめ29人、未亡人31人がいるが、その大半は40歳以上である。

次表は年齢層別にみた結婚している人の比率である。

表 4-3

年齢層別結婚している人の比率

年齢層	人数	結婚している人数	年齢層に占める比率
0-14	385	6	1.6
15-19	79	47	59.5
20-24	76	69	90.8
25-29	74	72	97.3
30-34	63	61	96.8
35-39	52	49	94.2
40-44	67	62	92.5
45-49	44	39	88.6
50-54	42	36	85.7
55-59	28	22	78.6
60-	74	39	52.7

上の数字によれば、年齢層25-29、30-34、35-39において結婚している者の比率が最高となっている。45歳を過ぎると配偶者の一方が死亡するので比率は減少しはじめる。

結婚年齢

1956年に施行されたヒンドゥー婚姻法¹では男子は18歳以上、女子は15歳以上でなければ結婚を認められない。それまでのSarda法²によれば女子は14歳以上であればよかった。

既婚男子285人中236人(72%)は18歳未満で結婚している。同様に既婚女子278人中214人(77%)は、1956年までは14歳、1956年以降は15歳という結婚年齢の制限規定に違反して結婚している。³

1956年までに結婚した男子244人及び女子233人中、男子206人(80%)は18歳未満で結婚し、女子182人(78%)は14歳未満で結婚している。1956年ヒンドゥー婚姻法の施行後に男子41人、女子45人が結婚している。そのうち男子24人(59%)は18歳未満で結婚しており、女子32人(71%)は15歳未満で結婚している。このように結婚最低年齢の制限規定違反はあとをたっていない。

この規定違反のかどで処罰された者は一人もいない。したがって、Sarda法及び1956年ヒンドゥー婚姻法のこの規定は実際には死文と化している。花婿側と花嫁側の都合によって式が挙げられるのであって、年齢が規定に達しているかどうかは全く無視されている。

(註)

1 The Hindu Marriage Act, 1955はヒンドゥーの婚姻に統一性をもたらした。結婚を認められる親等の範囲に統一した規定を設けたほか、カースト間の婚姻、重婚の禁止、離婚の認可、結婚年齢(最下限を男子18歳、女子15歳)などを規定している。

2 正式にはThe Child Marriage Restraint Act XIX of 1929と呼ばれる。提案者 Har Bilas Sardaの名に因んでSarda Actと呼ばれた。これによれば、結婚最低年齢は男子が18歳以上、女子が14歳以上でなければならなかった。

3 G村住民の平均結婚年齢は次の通り。(G., P. 123)

現在の年齢	男子数	平均結婚年齢	女子数	平均結婚年齢
15歳以下	4	14.3	9	13.8
15-25	53	16.9	84	13.2
25-35	61	13.9	50	11.8
35-45	43	12.8	37	10.8
45-	63	12.6	41	9.9
計	224	14.1	221	11.9

なお、15歳以下の人口は男子213人、女子173人である。(G., P. 120)

識字度と教育

次表はこの村の識字度と学歴の状況を示すものである。

表 4-4

カースト別識字度と学歴¹

カースト	総人口		文盲		識字者	
	男	女	男	女	男	女
合計	512	472	383	429	129	43
1 Brahmin	6	6	3	4	3	2
2 Barhai	14	13	12	12	2	1
3 Bhangi	5	6	5	6	—	—
4 Dhobi (Hindu)	3	2	3	2	—	—
5 Kahar	1	1	1	1	—	—
6 Kayasth	2	1	—	—	2	1
7 Lohar (Muslim)	2	2	1	2	1	—
8 Nai	18	16	17	14	1	2
9 Pathan	62	78	41	63	21	15
10 Jatava	49	45	46	45	3	—
11 Lodhey	345	298	249	276	96	22
12 Dhobi (Muslim)	5	4	5	4	—	—

カースト	正規の学校教育以外による識字者		初等学校、初級中等学校卒		上級中等学校卒		高等学校卒	
	男	女	男	女	男	女	男	女
合計	97	42	20	1	9	—	3	—
1 Brahmin	2	2	—	—	1	—	—	—
2 Barhai	2	1	—	—	—	—	—	—
3 Bhangi	—	—	—	—	—	—	—	—
4 Dhobi (Hindu)	—	—	—	—	—	—	—	—
5 Kahar	—	—	—	—	—	—	—	—
6 Kayasth	1	1	1	—	—	—	—	—
7 Lohar (Muslim)	1	—	—	—	—	—	—	—
8 Nai	—	2	—	—	—	—	1	—
9 Pathan	15	15	4	—	2	—	—	—
10 Jatava	3	—	—	—	—	—	—	—
11 Lodhey	73	21	15	1	6	—	2	—
12 Dhobi (Muslim)	—	—	—	—	—	—	—	—

この村では人口の19.48%が識字者である。この県全体の識字率は19.63%である。男子の33.69%、女子の10.21%が識字者である。識字者の約80%は学校に上らずに字を学んだ者である。12%は初等もしくは初級中等学校の教育を受けている。6%は上級中等学校

の教育を受けており、高等学校卒業資格を持っているのは3名である。

次表はカーストと識字率との関係を示す。

カースト	識字率 (%)
1. Kayasth	100
2 Brahmin	33.3
3 Barhai	11.1
4 Lohar (Muslim)	25.
5 Nai	8.82
6 Pathan	25.71
7 Lodhey	21.57
8 Jatava	3.19

パンギー、ドービー、カハールはすべて文盲である。

次表は年齢層別にみた識字度である。²

表 4-5

年 齢 層	年 齢 層 別 識 字 度										%
	正規の学校 教育以外に よる識字者		初等学校 初級中等 学校卒		上級中等 学校卒		高等学校 卒		識字者総 数		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
0-14	40	25	4	-	-	-	-	-	44	25	18.95
15-34	31	14	11	1	7	-	3	-	52	15	22.94
35-59	20	3	5	-	2	-	-	-	27	3	13.3
60-	6	-	-	-	-	-	-	-	6	-	8.11
計	97	42	20	1	9	-	3	-	129	43	

識字度の最も高いのは15-34歳の年齢層である。実際には、学齢期の層(5-14歳)が最高である。識字度が高まり教育が普及しつつあるのは確かだ。

(註)

1 K村のカースト別学歴()内はカースト別人口。(K., P. 22)

カースト		正規の学校 教育以外に よる識字者		初等学校		初級中等学 校		上級中等学 校以上	
		計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女
		Anir (92)	10	10	2	2	2	2	
Bhumihar (80)	11	7 4	6	6	14	13	1	1 1	
Brahmin (70)	11	11	4	3 1	1	1	1	1 1	

Brahma Bhatt	(11)	1	1				1	1		
Kayastha	(56)	5	1	4	13	12	1	13	8	5 6 6
Kahar	(25)	1	1							
Kumhar	(7)									
Sonar	(54)	13	13							
Teli	(2)				1	1				
Vaish	(5)	2	1	1						
Chamar	(105)	5	5		2	2		3	3	
Pasi	(47)	1	1							
Choorihar	(24)	5	3	2				2	2	
Darzi	(5)	1	1							

2 G村の年齢別。性別識字度 (G., P. 124)

年 齢 層	識 字 者			文 盲			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0 - 4				74	71	145	74	71	145
%				100	100	100			
5 - 14	76	20	96	67	91	158	143	111	254
%	53.1	18.0	37.8	46.9	82.6	62.2			
15 - 24	45	3	48	35	86	121	80	89	169
%	56.2	3.4	28.4	43.8	96.6	71.6			
25 - 34	25		25	45	50	95	70	50	120
%	35.7		20.8	64.3	100	79.2			
35 - 54	24	1	25	54	58	112	78	59	137
%	30.7	1.7	18.2	68.3	98.3	81.8			
55 -	8		8	23	19	42	31	19	50
%	25.8		16.0	74.2	100	84.0			
計	178	24	202	298	375	673	476	399	875
%	37.4	6.1	23.1	62.6	93.9	76.9			

教育施設¹

1960年に女性の農村指導員の指導監督下に開設された小学校 (Bal Bari) 以外この村には教育施設は何一つない。グリハ・ラクシュミー (刀白) と呼ばれる女性指導員は Chhara の出身であるが、4年生までの24人 (女19, 男5) に教えている。彼女は開発ブロックから月額20ルピー、村会 (Gaon Sabha) から月額5ルピーの手当を受けている。それ以上の学校に行くには Chhara に出なければならない。Chhara には

小学校が2校、女子の初級中等学校が1校、それに高等学校が1校ある。これらの学校はすべて県当局の管理運営下にある。パローリー村から Ohharra に勉強に出ている女子は1人もいない。

(註)

1 G 村におけるカースト別就学率 (5-15歳)

カースト		男	女	計
Gujar	計	35	21	56
	就学者	25	5	50
	%	71	24	53
Brahmin	計	20	19	39
	就学者	15	2	17
	%	75	18	43
Rajput	計	11	21	32
	就学者	10	4	14
	%	91	28	44
Gosain	計	10	4	14
	就学者	2	2	4
	%	20	50	28
Jat	計	1	1	2
	就学者	1		1
	%	100		50
Nai	計	7	5	12
	就学者	3	1	4
	%	43	20	33
Kumhar	計	9	4	13
Kadera	就学者	2		2
Muslim	%	22		2
Sunar				
Baniya	計	11	3	14
	就学者	6	1	7
	%	54	33	50
Chamar	計	33	28	61
	就学者	7		7
	%	21		11
Bhangi	計	12	5	17
	就学者	1		1
	%	8		6

家族構成と家族内の関係¹

家族はインドの村の経済社会構成上、最重要の位置を占めるものである。一家の長は家族全員から尊敬され、その発言は最終的なものであり、どうしても従わねばならず、異議を申し立てることはできない。結婚は自然なことであり大切なことと考えられている。パルダは年長者のいる際に行われ、ムスリムのほうが一段と厳格に行われる。食事は男子が済ませてから女子供がいただくことになっている。

196所帯中、93所帯(48%)は、夫婦と未婚の子女から成る単純家族であるのに対し、28所帯(14%)が、夫婦と未婚の兄弟姉妹及び両親の片方とから成る中間家族である。また、57所帯(29%)は夫婦と結婚した子女、もしくは、結婚した兄弟姉妹とから成る合同家族である。18所帯(9%)は配偶者の片方が欠けている。

(註)

1 G村のカースト別所帯構成と規模 (G., PP. 130-131)

所帯の型	G u j a r	R a j p u t	B r a h m i n	G o s a i n	J a t	N a i	K u m h a r	K a d e r a	M u s l i m	S u n a r	B h a n g i	O h a r i a	B h a n g i	計
(1)		2										2		4
(2)	14	7	12	6		5	1		2	2	6	5		78
(3)	12	5	6			3	4		2	1	5	3		50
(4)	5	5	2		1	1				1	1	1		17
計	31	19	20	6	1	9	5		5	4	4	9		149

(1)は1名より成る。(2)は夫婦と子供から成る。(3)は夫婦と息子夫婦とその子供から成る。(4)は兄弟たちと配偶者、その子供たちを基本とし、いとこなどの親戚関係にある者やない者を含める。

カースト	全 所 帯 数	1人		2-3人			4-6人			7-9人			10人			計			
		所 帯 数	男	女	所 帯 数	男	女	所 帯 数	男	女	所 帯 数	男	女	所 帯 数	男	女	所 帯 数	男	女
Chamar	44	2	1	1	10	15	13	20	52	49	9	35	31	3	16	14	44	119	108
Gujar	31				10	15	8	9	26	23	9	36	55	3	20	15	31	97	81
Brahmin	20				4	5	4	8	25	20	7	27	29	1	7	3	20	64	56
Rajput	19	2	1	1	4	7	4	6	13	15	3	15	9	4	31	29	19	67	58
Bhangi	9				1	1	2	5	10	13	1	4	3	2	13	10	9	28	28
Nai	9				3	5	3	2	4	5	3	14	10	1	7	3	9	30	21
Gosain	6				1	2		3	7	8	2	11	4				6	20	12
Baniya	5							2	6	5	2	11	5	1	5	6	5	22	16
Muslim	2				1	1	1							1	8	4	2	9	5
Sunar	1										1	6	3				1	6	3
Jat	1													1	5	6	1	5	6
Kadera	1										1	6	3				1	6	3
Kumhar	1							1	3	2							1	3	2
計	149	4	2	2	34	51	35	56	146	140	38	165	132	17	112	90	149	476	399

余暇と娯楽

時々、緑日に市が立つたり、祭りがあつたりするのが日常の瑣事からの息抜きになる。以前、村には4台のラジオがあつたが、そのうち2台は故障していた。1台は売却され、1台は街に持って行かれた。仕事の閑な時にはバレーボールやトランプ遊びをして気分転換をすることがある。男も女も暇さえあれば、幾人かずつ集まつては無駄話をする。政治のことから村の醜聞に至るまでなんでも話題になり、批評が行われる。先述した女性農村指導員は村の女たちに文化活動を指導してきている。女たちの中には歌や踊りのこの活動に参加している。熱心に参加しているのは十余人である。企画局はリードオルガン、シンバル、竹笛、鼓を購入して与えた。一部の女たちは閑な時には、女性指導員、すなわち、グリハラクシュミーから編みものや縫いものや読書の指導を受ける。

青少年は十月にカバッディー遊びをする。時にはラージガートやサンカラーまで出かけてガンジス川につかる。

宗教活動¹

村にはヒンドゥー寺院が2モスクが1ある。

ヒンドゥー寺院の一方には神像は1体もまつられていない。もう一方にはシヴァ神像がまつられている。これは、約10年前村のロードナー、パラムスク氏がおよそ2,000ルピーを投じて建立したものである。その管理にはパラムスク氏の娘で、同氏の遺産相続者となつている人があつている。実際、大半のヒンドゥーはあまり熱心には参詣しない。多数の参詣人があるのは、シヴァ・ラートリのような祭日に限られる。

モスクはおよそ百年前に村のザミーンダールが建立したものである。村のムスリムはモスクを立派に管理運営している。モウルヴィー・タヒドゥッラー・カーンがモスクを管理しており、アミール・カーン氏が管財者になつている。結婚式の際、花婿側と花嫁側の双方からなにかしかを献上することになつている。モスクに付属した財産として年間160ルピーの収入をもたらす約2.40エーカーのすもも園がある。メーラト地区バグバト郡トリパーリー村在住のアンワル・アフマド・カーン氏がハーフイズで、礼拝を指導したり、モスクの世話をする。同氏が来た際には、各家庭が順番に宿所を提供することになつている。同氏は時々、信徒から贈物を受ける。

(註)

1 K村にはシヴァ寺院があり、御神体シヴァリングがまつられている。他の神像もまつられている。また、Kamasin女神の寺院があり、女神像がまつられている。Rani - Didi - ka - Chabut-ra と呼ばれる壇があり、村の女たちが結婚や男子の出生を祈願に訪れる。モスクはなく、ムスリムは祭日には隣村のモスクへ出かける。(K., P. 23)

S村には百年ほど前に建立されたシヴァ寺院があり、村人たちはシヴァラートリには参詣する。シータラー女神をまつつてある壇があり、村人たちは天然痘が流行する時にお祈りに来る。村にはモスクはないのでムスリムは祭礼の際には隣村まで行って祈りを捧げねばならない。(S., P. 29)

g 村の普通の人は神は一なるものと信じているが、生活の特定の面で影響力を持っている神々があるとも考えている。

村民の間に最もよく知られている神々はラーマ、クリシュナ、シヴァ、ヴィシュヌ、ガネーシュ、ハスマーン、ラクシュミー、パールヴァティー等である。このほかにこの地方でマター（Mātā, 母, 母神, 尊称）と呼ばれ崇拜されている神々がある。村民たちは煉瓦で壇を築き、これらの神々をまつている。特に婦人たちはよく祈りに行く。村にはこうしたものが五ヶ所ある。2つは Bhoomian と呼ばれるもの、その他はそれぞれ Chaurāhewālī Mātā, Kāsumī Mātā, Chandī Mātā と呼ばれている。Bhoomiyan とはこの村を拓いた人とされる人の名に因んだものであるが、ここにまつられているのは富や繁栄をもたらす神格とされる。作物の豊凶に関係があるとされる。花婿が花嫁の村へ出かける際に家族の女につきそわれて訪れるほか、一家に長男が生まれた際には産後13日目に産婦はその子の健康・長寿・出世を祈りに訪れる。牛や水牛が乳を出すようになった時にはその最初の乳をお供えに来る。

カーストや経済状態の如何を問わず村人はだれでもこうした壇にまつられた神々に祈りを捧げに行ける。もつとも高いカーストの女性が祈っている時には不可触民はその祈りが済むまで待たなければならない。一般的に礼拝の際、素焼の小皿に燈火をともし、なにか菓子をお供えする。時に紅布切れを壇にかけることもある。バンギー・カーストの者がこうして供えられた布切れや食物のおさがりをもろう。

Chaurāhewālī Mātā は Masanī Mātā と呼ばれるが、悪霊とかナプスやはしかの病魔を支配する力を有するとされる。ナプスやはしかに雇った人があると、家族の女たちはそこにお祈りに行く。

Chandī Mātā は人の生死に力を有するとされるが、壇が築かれているわけではなく煉瓦が2つ並べられているだけである。

Kasumī Mātā もやはり煉瓦を並べただけのものであるが、村人たちはだれ一人この Mātā がどのような力を有するものか知らない。この村の主な祭の際にはこれも拝まれる。

この村で中心的な礼拝所はシヴァ神をまつた寺院である。これはおよそ50年前に Mandaurī 村の Khiwani というバニヤー（商人）が、子宝の授からぬのは宿業のなせるところとしてその罪ほろぼしにこの地に16ビーカーの土地を買い求めシヴァ寺院を建立したものとされる。寺は16平方ヤードの広さを占めており、残りの土地は現在ゴースーイン・カーストの男に貸されており、この男が寺院の維持・管理の責任を負っている。

チャマールとバンギー・カースト以外の者はだれでも寺院に入ることができる。もつとも毎日参詣するのは10人ほどで、シヴァラートリとかデイワラーリといった祭日には100人を超す参詣人がある。

チャマールやバンギーは寺院の外からしか拝むことはできない。（G., pp. 160-162）

縁 日

パルグナ月黒半13日のシヴァラートリの縁日には村には市が立つ。当日、近隣の村から 約

2, 500人の人が参詣する。参詣人は各自ガンジス川の水を容器に入れてシヴァ寺院にやってくる。水はシヴァリンガムに注ぐ。

もう一つの縁日は多くの村人たち、特にヒンドゥーが参加するが、これはカールティカ月の十五夜、すなわち、マーガサンクランティの日にサンカラーのガートで催されるもので多数の人が聖なるガンジス川で沐浴する。

毎年1月、アリーガル市で開催される博覧会にはこの村から出かけて行く人もいる。

祭 日¹

インドは貧しいが饗宴と断食と祝祭の国である。縁日や祝祭は、祝賀や歓楽の機会となるばかりでなく、村の単調な生活に自然なうるおいをもたらすものである。ヒンドゥーの祭りは一年中にほぼ平均して分散しており、特定の月日に集中していない。これらはインド暦によっている。ヒンディーによる月の名を次に示す。

インド暦	西洋暦	インド暦	西洋暦
マ　　ガ (Magha)	1～2	シュラーヴァナ (Shravana)	7～8
パールグナ (Phālguna)	2～3	バードラパダ (Bhadrapada)	8～9
チャイトラ (Chaitra)	3～4	アーシュヴィナ (Ashvina)	9～10
ヴァイサーカ (Vaisakha)	4～5	カールティカ (Kartika)	10～11
ジェーシュタ (Jyeshtha)	5～6	マールガシールシャ (Mārgasirsha)	11～12
アーシャーダ (Ashadha)	6～7	ポ　　シ　　ャ (Pousha)	12～1

普通次の祭日が村で祝われる。

ラームナウミー (Ram Naumi)

この祭りはチャイトラ月白半9日にラーマ神の生誕を記念して祝われる。各家庭でキールヤブリーなどの御馳走がつくられる。また、この白半の1日から9日までは、特に女性が毎日、ドゥルガー女神にお祈りを捧げる。一部には断食をする女性もいる。

ガンガーダサラー (Ganga Dasahra)

この祭りはジェーシュタ月白半10日に祝われる。村のヒンドゥーはガンジス河で沐浴する。この日ガンジスの聖水で沐浴するとあらゆる罪科が洗い流されるものと信じられている。

ハリアーリーティージュ (Hariāli Tsej)

これはシュラーヴァナ月の白半3日に祝われる。これは主として少女や若い女性の祭りでありモンスーンの雨が本格的に降り始め、灼熱の太陽が涼しい風にとって変わられる雨季にやってくる。2人の女性が互いに向かい合せになって向かい側に足をのばしてすわれるように、木の丈夫な枝にぶらんとかけられる。他の者たちはぶらんこをおしたり、一緒に歌を歌ったりする。この機会には、新妻たちが実家に招かれる。

ナーグパンチャミー (Nag Panchami)

これは蛇をまつる祭りで、シュラーヴァナ白半の5日に祝われる。ごはんとうめんが炊かれ

る。蛇神の絵が壁に描かれ、拝まれる。

サーロノ、もしくは、ラクシャーバンダン (Salono, Raksha Bandhan)

この祭りはシュラーヴァナ月の満月の日に祝われる。ハリアーリーティージの11日後にあたる。これは本来、兄弟の姉妹に対する保護の誓いを年々新たにするという祭りである。この日にはラーキー (色のついた紐) を姉妹が兄弟の手首に結ぶ。兄弟は姉妹に愛情と好意のしるしと若干の金子を贈る。

ジャンマーシュタミー (Janmashtami)

これはクリシュナ神の生誕を祝う日で、ヒンドゥーにとっては最も重要な祭りの一である。パードラバダ月の黒半の8日にあたり、真夜中まで断食が行われ、讃歌が歌われ、また菓子が配られる。

ダサラー (Dasehra)

この祭りはアーシユヴィン月の朔日から十日までの間に祝われるもので、ヒンドゥーにとっては最も重要な祭りの一である。魔王ラーヴァナに対するラーマの勝利、すなわち、善の悪に対する勝利を記念する祭りで、村人たちはこの十日には夕方 Chharra へ出かけ、ラーヴァナの像が焼き払われるのを見守る。

ディーワリー (Diwali)

ディーワリー、すなわち、ディーパーワリー (燈火の祭り) はヒンドゥーにとっては重要な祭りの一である。これはカールティカ月の朔日にあたる。これはラーマがラーヴァナに勝利を取って帰還したことを記念する楽しい祝いである。雨季が明け、家を美しくする季節である。どの家も壁を塗りかえる。涼しい季節になり、毛の衣類が取り出される。午後8時頃、富の女神、すなわちラクシュミー神に祈りが捧げられる。すべての装身具や金銀硬貨が幾枚か神像の前に置かれる。村中、すなわち、家の屋内屋外を問わず、家畜小屋や荷車の上にもまで素焼の小皿に燈火がともされる。あたりには喜びがみなぎっており、花火やクラッカーで遊ぶ子供たちもいる。子供たちは燈火をつけたりもする。キールやバターシャや菓子をもらう。各家庭では馳走がつくられる。また、家の中ではラクシュミー神をまつたところに夜通し燈火をあげておき、女神が入ってきて一家に祝福を与えてくれるよう戸を開け放しておくならわしである。一部にはちょっとした賭けごとをする人たちもいる。この夜賭けに勝てば一年中幸運に恵まれると一般に信じられている。

ゴバルダン プージャ (Gobardhan Puja)

これはディーワリー祭の翌日に祝われる。中庭などに牛糞が堆に積まれ、偶像がこしらえられる。午後8時頃に牛糞と牝牛が拝まれる。ゴバル (牛糞) はダン (富) である。

バイヤドゥージ (Bhaiya Duj)

これはゴバルダンプージャの翌日に祝われる。この日、姉妹は兄弟の額にティーカーをつけてやり、菓子を贈る。兄弟は愛情のしるしとして姉妹に贈物や金子を与える。

シヴァラトリ (Shiva Ratri)

これはパールグナ月黒半の13日に祝われる。この日、断食が行われる。シヴァ神をまつるの

であるが、この村の住民はその前日サンクラーガートへ行き、シヴァ神像に注ぐため聖水を容器に入れて持ち帰る。この縁日には村のシヴァ寺院の近くに市が立つ。

ホーリー (Holi)

この祭りはすべての人、特に下層カーストの人々や若い世代に広く親しまれており、とても人気のあるものである。パールグナ月の白半15日にあたる。女や子供たちはホーリーの火壇を拝む。これは夜中のある時刻に、—— パトラと呼ばれる暦を見てバンディットが決めるのであるが—— 燃やされる。点火するのはバンディットである。麦わらがくべられ、その火は友人たちに分けられる。馳走がつくられる。翌日は色のついた水をかけ合ったり、グラール (赤色をした酸化物から調製) を互いの顔にすりつけたりする。この日はバーグの日と呼ばれる。とてもにぎやかなもので喚声や大きな笑聲があふれている。これには一部のムスリムも気楽に参加する。人々は互いに抱き合い愛情を確認する。午後3時頃大勢の人が歌ったり楽器を弾きながら村の中を練り歩く。

(註)

1 次に本文の説明を補足するためにG村の祭りの概要を記す。

1年の祭礼はチャイト(ラ)月のバソーラ(Basauda)祭で始まり、パー(ル)グン月のホーリードゥレヘンデー(Holi-Dulhendi)祭で終わるものとされる。

1 Basauda チャイト月の白半7日に祝われるもので、既述のいわゆるマターの壇(matāka chabūtara)へ女たちが詣でる。それぞれのマターに加護を祈る。

2 Jeth kā Dasahra ジェート月の白半10日にあたる。村民はみなこれを祝うが、特に農民が熱心に祝う。この頃までには農作業もおわり、暇になる。ジャムナー河や時にはガンジス河に行つて沐浴すると、農作業の際、牛を打つたり蟻などの虫を殺したりして身についた罪障が洗い清められるとされる。村人たちによるとこれを祝う人はかなり減ってきたとされる。

3 Tīj これは子供たちも参加することがあるが、本来女性だけの祭りである。本文のハリアーリーテージュ祭と同じ。既婚の女性は親から贈物をもらう際、彼女の夫やしゅうとなども木綿の織物が贈られる。

4 Pohonchi もしくは Silono これは上の3の11日後に祝われる。Pohonchi というのは姉妹が兄弟の手首に巻くめでたい紐のことである。皆はこの日朝早く起きて沐浴する。これはすべてのカーストが祝うが、バラモンはゲージャル、ジャート、ゴサーイン、ラージプートなど高いカーストの家庭を訪れ、戸主(男子)の手首にやはりめでたい紐を巻く。低いカーストの家へは行かない。村民たちの言によるとバラモンによるこの風習はすたれつつあるという。

5 Janam Ashtami クリシュナ神の生誕祭である。あらゆるカーストの人が祝うが、バラモンとゴサーインが熱心に祝う。この日、女たちは断食をし、月が出るまで水さえ飲まない。

6 Guga Naumi パードン月の9日にあたる。これは古の聖者Guga Pīrを讃える祭りである。蛇を支配する力を持つとされる。Guga Pīrに蛇の害から身を守ってもらうよう祈願する。これはすべてのカーストが祝うが、チャマルとかバンギーといった低いカーストの者はこの祭りをJnar Pīrと呼んでいる。

7 Kanagat これはバードン（バードラ）月の15日からアスジ（アーシュヴィナ）月の朔日までの間のいずれかの日に一家の祖霊を弔う行事である。一般に弔われるのは父親や祖父の霊であるが時には母親とか祖母、あるいは18歳以上になって亡くなった息子の霊であることもある。これを行う資格のあるのは息子だけで妻や娘はその資格を持たない。この日にはバラモンが招かれる。招かれたバラモンは儀式をとり行った後、ギーを用いた料理を振舞われる。牝牛とカラスにも食物が与えられる。バラモンや牝牛、カラスに振舞われた食べものは天界の先祖に届くものと考えられている。しかし、バラモンは指定カーストの家へは行かないので、チャマルとバンギーは自分たちでこれを行う。

8 Naurathā - Dasahrā Naurathā とは九夜のこと、Dasahrāとは十日目のこと。アスジ（アーシュヴィナ月）の朔日に始まり十日に終わる。この間、一部のカーストの女たちは Jhanjhī Mai をまつる。

9 Karvā Chauth はカーティク（カールティカ）月の白半4日に祝われるもので主婦たちだけが参加する。この日、女たちは夫の長寿と神の加護を祈願して夕方まで断食をする。チャマルの女たちはこれは全く祝わない。

10 Diwālī

11 Dev Uthānī Gyās カートイク月の白半11日にあたる。この日、神々は（アーシャーダ月の9日からの）眠りからさめるものとされる。したがってこの間、結婚式は挙げられない。女たちはこの日断食をする。夜の9時頃にしんちゅう製の食器類を打って神々を目覚めさせた後、食事をする。男や子供はこの祭りに加わらない。ともかくこれにより結婚式の季節が到来するわけである。

12 Ganga Jamunā Nahān これはディワリーに続く満月の日があたる。この日、村民たちはデリーのジャムナー河岸、ないしは、ガムクテーシュワルのガンジス河岸で沐浴する。この日沐浴すると罪障が洗い流されるものと考えられている。沐浴後、貧者に食物を施し、バラモンに布施をする。

13 Makar Sankranti 陽暦の元日にあたるが、この日はけんかの仲直りをする日になっている。嫁と姑は早朝沐浴する。姑は村はずれの約束の場所へ行って待つ。姑は嫁とけんかをして家を出たというわけで、嫁は約束の場所へ約束の時刻に行き姑に詫言いで連れ戻すことになる。この後、嫁は姑に贈物をし、姑は祝福を与える。このような行事をするのは嫁入り後2、3年経ってからのことである。

14 Basant Panchamī マーガ月の白半の5日にあたる。この日には黄色の着物を着るならわしであるが、そうする人は非常に少ない。高いカーストの人で断食する人がいる。この日からホーリーの日に燃やす木や牛糞などを集め始める。

15 Shiv Ratri パールグナ月の黒半13日にあたる。この日、男女とも午後2時まで断食する。食事をする前に村のシヴァ寺に詣でる。チャマルとバンギーとは寺院に立入ることが認められていないので、寺の外から祈りを捧げる。

16. $\overline{\text{Holi}}$ - $\overline{\text{Dulhaindi}}$ ホーリーの翌日が $\overline{\text{Dulhaindi}}$ である。女たちによるといつも男たちに苦しめられているのでこの日はその仕返しをする自由の日だということである。

以上のほかに創刊号に若干の祭（ムスリムも含め）について触れた個所があるので参照されたい。

イスラム教徒の祭り¹

イスラム教徒の主な祭りはムハツラム (Moharram), イードウルフィットル ($\overline{\text{Id-ul-Fitr}}$), イードウツズハー ($\overline{\text{Id-uz-zha}}$), シャベバラート ($\overline{\text{Shab-e-Barat}}$), それにギヤーラーウインシャリーフ ($\overline{\text{Gyarahwin Sharif}}$) である。

ムハツラム祭は悲しみに満ちたものであり、殉教者ハズラト・イマーム・フサインを追悼してムハツラム月（イスラム暦の正月）の十日に行われるものである。Ghharra ではタージャーの行列が見られる。この村のムスリムはそれに参加する。

イードウルフィットルはラマザンの30日間の断食が明けた翌日に行われる。牛乳で煮た甘ぞうめん、牛乳と乾燥果実でこしらえたシール、それに乾しぶどうとアーモンドを入れ香味やサフランなどで調味したザルダーと呼ばれるごはんがこの日の主な御馳走である。正后頃、この村のムスリムはお祈りを捧げにバモーリー村（バローリー村から約1マイルの距離にある）のイードガーへ行く。

イードウツズハーはイブラーヒーム（アブラハム）カリーウツラーを追憶して祝われるもので以前は牝牛がいけにえにされていたのだが、今日では山羊がいけにえに供される。イードウルフィットルの時と同様、みなはこの日お祈りを捧げにイードガーに集まる。

註

1 S村及びK村のムスリムの祭りの項には、いずれもムハツラム、シャベバラート、ラマザン、イードウツズハーについての記述が見られる。

シャベバラートはイスラム暦の8月 ($\overline{\text{Shaban}}$) の14日の夜に行われるもので先祖の霊に菓子やパンをお供えする。また、先祖の墓へ行つて祈りを捧げる。

イードウツズハー ($\overline{\text{Id-uz-zha}}$, $\overline{\text{Id-ul-zha}}$) イスラム暦の12月10日に祝われるもので、アブラハムが息子（イスマイル）を犠牲に差出したのを記念するもの。イードウルフィットル ($\overline{\text{Id-ul-fitr}}$) はイスラム暦の10月1日にラマザンの断食明けを祝うものである。

(K., P. 24)

俗信・迷信¹

俗信・迷信はわが国の地方の人々の生活に深く浸透しており、教育ある人たちでさえその影響を受けていないとはいえないほどである。どちらかといえば、女性のほうが迷信深い。

旅立ちの際、次のようなことがあると不吉とされる。

- (1) 猫が道を横切ること
- (2) だれかがくしゃみをする事
- (3) 犬が耳をひよいと動かすこと

- (4) 片目の人に出会うこと
- (5) テーリー（油屋カースト）に出会うこと
- (6) 空の容器を持った人に出会うこと

旅立ちの際に次のようなことがあれば、目的が達せられるものと考えられている。

- (1) ものの入っている容器を持っている人に出会うこと
- (2) 牛の仔か結婚している女性に出会うこと
- (3) シャーマンと呼ばれる鳥を見ること
- (4) マングースが道を横切ること

次に示すのはある方向に出かける際、吉・不吉とされる曜日のことである。

不吉な日	吉日	方角
日、金	月、土	西
月、土	日、金	東
水	木	北
木	水	南

同じくシャカ暦の1日と16日とに旅立ちするのは避けられる。

動物に伝染病が流行った時には、Khappar Nikalna の名で知られている儀式が行われる。これはその伝染病を追払うためのものである。家畜を飼っている家はいずれもその儀式のためになにがしかの寄付をする。屈強な青年が硫黄とか線香とか安息香などに火を点じたものを金属製のぼんにのせ村を歩き回る。みなはささやきながらそれについて行く。家畜のつながれているところへは残らず行く。村を一周した後、そのKhapparは村はずれの三つの道の合するところに埋められる。

重い病気に罹った際には、現金や大麦その他の穀物を施すのがよいとされる。時には特定の神に対し治癒の暁にはプージャーとかカターを行うとか、2.5アンナとか5アンナ、あるいは10アンナとか20アンナといったお金をお供えするとか約束することがある。

縁日や祝祭は家族の絆や村落や一族の団結を強化し確認する機会を提供する。こうした機会に村人たちは平凡で単調な村の生活から少し解放された感じを受ける。このほか、村人たちは寄り集い、神を念ずることもある。

(註)

1 K村及びS村の記述にもここに記されているのとほとんど同種の俗信・迷信が見られる。

K村のムスリムはスンニー派に属するが、周囲のヒンドゥーと同様に迷信深い。(K. P. 25)

村落組織

数的にはローダーとムスリムのパターンがこの村の支配的なカーストである。経済的にも両者はずいぶん裕福であり、この村のプレントラストを成している。Kalyan Singh Lodhey氏は1949年から1956年までGaon SabhaのPradhan（長）を勤めた。同じローダー・カーストのJanaki Prasad氏はその後任者となった。この二人とも無競争当選であった。Janaki Prasad氏は

1年半後、徴税記録官の訓練を受けるため抜擢されたため辞任した。副 Pradhan の Budhsen 氏が代行を勤めた。Budhsen 氏はその後 Pradhan に選出され 1961 年まで勤めた。これまですべて無競争当選であった。

1961 年 1 月に行われた Gaon Sabha の 3 度目選挙ではいずれもローダー・カーストの Niranja Singh, Budhsen 及び Yad Ram の 3 氏が Pradhan に立候補した。投票の直前に Yad Ram 氏が辞退したため、他の 2 人の中で競われることになった。結局、Niranjana Singh 氏が 54 票の差で勝った。Gaon Sabha の議員は 15 名で、内訳はローダー 13 名、Jatava 1 名、ムスリム 1 名である。

現在の Pradhan である Niranja Singh 氏は普通教育を受けておらず、資産家でもない。初代の Pradhan を勤めた Kalyan Singh 氏はヒンディー語で 8 年生までの学歴を有しており、裕福な有力者である。今なお、村ではかなりの勢力を発揮している。

選挙後、緊張感がみなぎったが、今日も続いている。時々、Pradhan と議員との間に激しい争いが生ずる。

カースト間の関係¹

ヒンドゥー社会にあつては、個人の生活にカーストが大きな役割を果たす。そのため、カースト秩序で低く位置づけられているカーストはたいていのものが一段高くなるようにする。たとえば、ローダー・カーストはラージブートを自称し、バライー・カーストはマイティル・ブラーフマンを、掃除人(バンギー)はヴァールミーキ聖の末裔を自称する。こうした主張は、より上位を得ようとするカーストがしつかりした組織を持っている場合にはカースト間に緊張を生ずることがある。ブラーフマン(バラモン)は Barhai の家ではカッチャー料理²は受けないし、近くの村々のラージブートはローダーの家で調理されたカッチャー料理を受けない。自分たちのカーストの優位を主張するためバライーはブラーフマンの調理した料理を一切食べない。ブラーフマンとローダーは他カーストの者が調理した料理はギーを用いたもの以外食べない。ブラーフマンはドービー、バンギー、チャマールもしくはジャータヴァの家へは行かない。バンギー以外、ムスリムの調理したものを食べるヒンドゥーはいない。

ジャータヴァ、ドービー及びバンギーは指定カーストに数えられる。これらのカーストの者は他のカーストと交ることができず、普通、井戸を共用することができない。もつとも、子供たちは他のカーストの子供たちと同じ学校で同じ教室で学ぶことができる。インド共和国憲法第十七条では不可触は廃されており、いかなる形態の差別も禁じられている。1955年の不可触制禁止法によれば、不可触制に基く差別行為は犯罪行為として裁判の対象となる。北部州寺院立入り権布告法は1956年に公布された。教育の普及並びに社会的経済的諸条件の変化に伴い、高カーストの指定カーストに対する態度にも差別廃止の方向に向かつてわずかながら変化が生じてきている。指定カーストの人たちはもはや高カーストの人たちによる差別行為に対する憤りを表明するのに気がねしたりはしない。彼ら自身も家を片付けたり清潔にしたり、獣皮はぎなどのような不潔な仕事をや

めるなど生活様式を変えてきている。他方、一般に高カーストの者たちは不可触民との完全な没交渉の態度をやわらげてきている。たとえば、ジャータヴァに触れたブラーフマンはガンジス河の水はおろか普通の水を用いての穢落しとしての沐浴もしなくなってきた。各種行事の際に村のヒンドゥー寺院への不可触民の立入りを厳禁することはなくなってきた。

この不可触制は古くからのものでありインド社会のすみずみにまで深く根をおろしている。不幸にもこの問題の主要な点はこの不可触制が不可触民自身によって行われていることである。ジャータヴァは、不潔な職業に従事しているとしてバンギーを軽蔑し、バンギーの手から食物や水を受けないし、交わることもない³

一般にいつまでも長引くような種類のカースト間の不和は見られない。概してカースト間の関係はかなりよい。

(註)

1 K村においては、ヒンドゥーとムスリムとの関係は良好である。両者は親しく交り、喜びや悲しみを分かち合う。上層カースト間には社会的なあつれきは見られない。カースト間に交流があるが、食事については、自分より高いカーストの者からしか食物は受けない。上層カーストの者はハリジャンやムスリムから食物を受けない。チャマールとパーシーの間にもまた、ムスリムとハリジャンの間にも食事を共にすることはない。(K., P. 25)

2 水を用いて料理されたものをカッチャー (Kachcha) と呼ぶ。これに対し、ギー (精製したバター) を用いて料理したものをパッカー (Pakka) と呼ぶ。パッカー料理や野菜、料理されていない穀類や煎った穀類などを低カーストの者や異教徒から受けても「汚染」されることはない、とされる。

3 G村の報告書はこの点に触れ次のような統計と解説を付している。

カースト間の結婚を望ましいと考えるか否か

次の結婚関係を望ましいとする所帯数

カースト	所帯数	自分のカーストよりも高いものとの	自分のカーストよりも低いものとの	すべてのカーストとの
Chamar	44	27	—	—
Gujar	31	—	—	—
Rajput	19	1	—	—
Brahmin	20	—	—	—
Bhangi	9	5	—	—
Nai	9	3	—	—
Baniya	5	—	—	—
Gosain	6	—	—	—
Jat	1	—	—	—
Sunar	1	—	—	—

Kadera	1	1	—	—
Kumhar	1	1	—	—
Muslim	2	—	—	—

経済的に同等で異カーストとの間の結婚について賛否を問うたところ上の統計と全く同じ数字が得られた。すなわち、自分より高いカーストとの間であればよい、というのである。チャマルはグージャルやバラモンとの結婚ならよいとするのであるがバンギーとの結婚には応じようとしないのである。なお、異カースト間の結婚を認めるか否かを問うた別の統計ではどのカーストにもだれ一人それを認めるとは答えていない。(G., PP. 152-154)

民主的 地方分権 機関

この村では次のような民主的 地方分権機関が機能している。

- (1) Gaon Panchayat
- (2) Nyaya Panchayat
- (3) Gaon Samaj

Gaon Panchayat (村会)

北部州 (U. P.) では U. P. パンチャーヤット・ラージ法 (1947年) に基き村落パンチャーヤットが設立された。パンチャーヤット設立の基本になっているのは、地方に一種の地方自治体を設立。発展させ、村落住民が村落行政及び発展に必要な訓練を受け、政府機関に依存しすぎることなく村落共同体に再び活を入れ、人々に自立・協力の精神を浸透せしめて自分たちの境遇の改善に向わせるという考えであった。同様に Nyaya Panchayat が設けられたのは、これが村民間の紛争を都市の裁判所でのむずかしい複雑な手続きを経ないで地方の事情に精通している代理機関を介してかなりの程度まで処理する地方法廷としての機能を発揮することが期待されたからである。

U. P. Panchayat Raj 法の規定によれば、各 Gaon Panchayat はその経済的条件の許す限り次項目について所管の範囲内で適当な規定を設ける義務を負っている。

- (a) 公道の建設、修理、維持、清掃、照明
 - (b) 医療救済
 - (c) 衛生並びに疫病の蔓延防止のため治療及び予防措置を講ずること
 - (d) Gaon Sabha に属するが 運営を移譲される建物その他の財産の維持、保存、管理
 - (e) 出生、死亡、結婚の記録並びに同法の第九条に規定されている記録の保持
 - (f) 公道や広場、それに Gaon Sabha が委任された財産の侵害除去
 - (g) 遺体、動物の死骸、その他厄介な物の処理場の指定
 - (h) 州政府もしくは県当局 (Zila Parishad) の管轄外のもので当該地域内の緑地や市の調整。
- ただし、1938年 U. P. Mulas Act の規定に反しないものとする
- (i) 小学校の設立・維持
 - (j) 管轄区域内の住民の公益のため公共牧草地や土地の設定、維持、管理

(k) 飲料、洗濯用、水浴用の水の供給のため井戸・貯水場・池の建設、修理、維持、飲料水の水源の調整

(l) 新築、増改築の規制

(m) 農工商の発展援助

(n) 消火活動並びに火災時の生命財産の防護

(o) 民事並びに刑事裁判

(p) 規定による畜産調査、国勢調査、その他統計記録の保存

(q) 母子の福祉

(r) 肥料の保存場所、皮革のなめしや加工所の割当て

(s) U. P. Panchayat 法、あるいは、その他の法によつて Gaon Sabha が課せられているその他一切の義務の遂行

(t) 第一級森林並びに Kaiser-i-Hind 森林、荒蕪地 (Benap)、用水路、水飲み場の維持・管理

Gaon Sabha (村民会議) は全成人、すなわち、当該地域内に定住している満 21 歳以上の人々によつて構成される。インド国籍を持たぬ者、明らかに精神異常の認められる者はその成員になれない。次に該当するものは Gaon Sabha, Gaon Panchayat, もしくは、Nyaya Panchayat の如何なる役職にも選出されたり指定されたりする資格を持たない。

(a) 州政府、中央政府もしくは地方当局の管轄下のなんらかの利益を伴う地位にある者

(b) Gaon Sabha もしくは Nyaya Panchayat で給料を受けている者

(c) 違法行為のため州政府、中央政府、もしくは地方当局から解雇された者

(d) 規定期間内の Gaon Sabha の税金、手数料等の支払いを滞納している者

(e) ライ病に罹っている者

(f) 不免责の破産者

(g) 背徳行為も含む犯罪で有罪とされた者

(h) 1946年の必需物質統制令 (the Essential Supplies Act, 1946, 時限立法)、もしくは、U. P. 物質統制令 (the U. P. Control of Supplies Act, 1947, 時限立法) の令状違反のため6ヶ月以上の禁錮刑に処せられた者

(i) 1898年刑事訴訟法第109条もしくは第110条により拘禁されたことのある者

(j) 選挙違反で有罪とされた者

(k) 社会差別廃止法 (the Removal of Social disabilities Act) により有罪とされた者

なお、上記の(c), (f), (g), (h), (i), (j)及び(k)の該当者は州政府により資格を復活してもらうことができる。

Panchayat Secretary は Gaon Sabha の選挙人名簿を作成する。総選挙の行われる際、地方長官 (District Magistrate) は選挙管理委員長 (Director of Election) の指示により委員長の指示する期日までに各選挙区に対しプラダーン (Pradhan) (Gaon Sabha の執行機関である Gaon

Panchayat の長) 並びに議員を選出するように要請する。地方長官は候補者届出、届出調査、予備辞退、投票の日定や場所を決定する。

U. P. Panchayat Raj 法施行後、3度選挙が行われた。最近には1961年1月に行われた。以前、選出は挙手によつていたが、Pradhan の場合、今ではやめになっており秘密投票によつて行われる。議員の選出は挙手によつて行われている。

パローリー村は単独で Gaon Sabha と Panchayat を有している。1961年1月の選挙では、Gaon Sabha の執行機関である Gaon Panchayat の長、すなわち、Pradhan と15名の議員が選出された。このうち Pradhan と13名の議員はローダー・カーストに属し、1名はジャータヴァ、1名はムスリムである。

この村に Panchayat が設立されて以来、次のような事業が行われた。

年 度	事 業	補助金		一般献金		費用総額	
		RS.	RS.	P.	RS.	P.	
1954-62	舗道建設 (2017フィート)	880	2,042.	38	2,932.	38	
1959-60	井戸1本建設	460	131.	00	591.	00	
1962-63	古井戸1本修理		250.	00	250.	00	
1954-62	下水道建設	460	131.	00	591.	00	

パンチャーヤットの課税による平均年収は約200ルピーである。1959-60年度のパンチャーヤット税は176.57ルピーで、1960-61年度は192.88ルピーに増した。1961-62年度は215.13ルピーにまで達している。

Gaon Sabha のメンバーは派閥心のため村の向上には積極的な関心を示さない。会合にさえあまり出席しようとしなない。

1962年1月7日現在のパンチャーヤットの現金帳簿によれば、現金残高は1,527.09ルピーである。1,284.53ルピーは郵便貯金に預入れられており、241.72ルピーは Pradhan が管理しており、0.84ルピーは帳簿残金となつていた。

Nyaya Panchayat (司法パンチャーヤット)¹

パローリー村には Nyaya Panchayat の本部が置かれている。Sirola 村の Ram Saran 氏が10年来、Sarpanch (司法パンチャーヤットの委員長) をしてきている。パローリー村の Ram Charan 氏と Sher Singh Lodhey 氏との2名が Panch (委員) をしていた。1961-62年度にはこの村では一件の提訴もなかった。1960年度には刑事事件と民事事件がそれぞれ一件あり、Nyaya Panchayat が裁決を下した。

刑事事件はインド刑法第323条²に基き Angad Lodhey が Revati Lodhey を告訴したものであるが、示談解決した。民事事件はブラーフマンの Khoorey Lal がローダーの Total Ram を21,94ルピーの借金返済をしなかったとして訴え出たものであるが、Panchayat はそれを却下した。

Gaon Samaj

北部州におけるザミンダーリー制の廃止に伴い通路、荒蕪地、居住用地、その他公共用地の所有権は Gaon Samaj に委ねられることになった。この村には Gaon Samaj の定期的な収入源となる土地はない。土地の区画整理が行われた際、下記の土地が公共用地として Gaon Samaj に帰属することが認められた。

Gaon Samaj の 土 地	面 積		
	ビーガー (Bigha)	ビスワー (Biswa)	ビスワーンシー (Biswansi)
居住地 (一 般)	1 6	1 7	1 7
" (ハリジャン)	0	5	0
" (農業労働者)	1	0	1 0
肥 料 貯 蔵 所	1	1 1	0
パンチャーヤット事務所	0	3	0
寺院付属宿泊所並びに庭	0	4	0
小 学 校 (男 子)	0	3	0
男 子 運 動 場	0	3	0
家 校 菜 園	0	6	0
小 学 校 (女 子)	0	4	0
女 子 運 動 場	0	4	0
ムスリム 埋 葬 地	0	1 3	1 0
ヒンドゥー 火 葬 場	1	2	1 5
家庭用粘土採取場	1	4	0
通 路	6	2	1 0
整 地 用 農 道	2	1 0	1 5
動物死体処理場	0	2	0
下水道並びに用水路	3	4	7
そ の 他	6	7	1 8

(註)

1 低いカーストはそれぞれ独自のパンチャーヤット、すなわち、ビラーダリーと呼ばれる組織を持っており、家族間のいさかいかこそどろによる盗み、あるいは、情交といった類のもめごとを解決してきている。これはカーストの成員に品行を正し道義を保持せしめる上で力を発揮してきた。一つあるいは幾つかの村が集まって一つのパンチャーヤットを持っている。

このパンチャーヤットの長はチョードリーと呼ばれ、その地位は世襲である。男子の後継ぎがない場合には近親の男子が後継者となる。チョードリーはパンチャーヤットを招集し、司会する。会合は普通夜、主たる当事者の居住する村で開かれる。有罪とされるとその人は同カーストのローターから水を受けられず、同じきせるを使用させてもらえなくなる。もつとも、このビラーダリーに馳走をして赦免してもらうこともできる。

チャマールとパーシーのカースト・パンチャーヤットは有力である。Prayag Din がチャマールのチャョドリーであり、TiPu と Ram Bhajan が補佐する。必要に応じて招集される。1961年には3件を処理した。

この村のパーシーは Dewapur 村のカースト・パンチャーヤットの下にある。1961年にはパンチャーヤットに持ち出された事件は1件もない。(K., P. 25)

チャマールのカースト・パンチャーヤットは有力でその下に12ヶ村が入っている。1960-61年には一度も招集されていない。

メフタルのパンチャーヤットは村内の事件のみ扱うが過去数年間招集されたことはない。

Gaon Panchayat と Nyaya Panchayat の設立によりその支配力が弱まったとはいえ、今なおカースト成員の道義保持に力を発揮している。(S., P. 31)

2 1年以下の徴役もしくは1千ルピー以下の罰金、あるいは、徴役と罰金の両方が適用される傷害罪。

任意団体

この村には青年クラブがあり、22名が活動に参加している。N. E. S. Block は青年たちのレクリエーションにバレー・ボールを贈った。また、賛歌詠唱会も結成されており、昨年はブロック内の競演会に出て鼓と火鉢を賞品にもらった。この村の女性指導員は婦人福祉会を組織した。これには十余人の会員が活動している。会員たちは時々集まっては文化活動を計画する。N. E. S. Block はこの会にリードオルガン、カルタール、マンジューラー、竹笛、鼓を支給した。この村の協同組合は地域の共同ラジオを持っているが、1962年の11月現在役立っていない。バッテリーをかえねばならぬのである。

教育機関

この村には Pal Bari と呼ばれる児童の教育機関を除いては教育機関は一つもない。これは1961年に N. E. S. Block のすすめによって設立されたもので、女子農村指導員が四年生までの児童(男子5人、女子19人)24人を教えている。農村指導員は N. E. S. Block から20ルピー、パンチャーヤット基金から5ルピーを毎月支給されている。また女子成人教育も行われておりこれまで9人の未婚の女子と5人の高齢の婦人が教育を受けた。

1962年9月にこの村に配属された農村指導員は15人の婦人に縫いものを、10人の婦人に編みものを、6人の婦人に簡易ベッドのひも編みを指導した。数人の少女はこの指導員からかぎ針編みを習っている。農村指導者センターに婦人たちのためにミシンが2台設置されている。

小学校、中学校、高等学校は Ohharra にある。

チャーラーの家族計画センターの女性指導員が定期的にこの村を訪れ、家族計画について啓発し避妊器具の用法について指導する。このセンターは1960年12月18日に設立されたものでかなりの活動をしてきている。指導員の言によれば主婦たちの反応はかなりよいとのことである。

調査時点では27人の主婦が避妊器具を使用していた。指導員にとって主な難題は一家の年長の婦人や男子の協力が得られぬ点にある。これらの人に家族計画の必要性を納得させることが難問である。この家族計画センターは医官の指揮下基礎保健本部に付属している。断種手術の設備はなく、希望者はアリーガルへ行かねばならない。

持参金¹

持参金禁止の法律はそれを強制する有効な手段がないためこの村の住民たちにとっては死文化している。これは一家の経済状態に応じて贈られるものであり、普通、前もって決められているわけではない。持参金のため娘の家族が困窮する例はなかった。また持参金のため借金をしたという例も見られなかった。

(註)

1 持参金の風習は違法行為とされたのであるが、村人たちはそれを知らない。これはヒンドゥーの間に行われている。金額については一定の規則といったものはなく、花嫁の父親の地位や財産によって異なる。これは普通、現金で贈られるが、装身具、衣類、器具などの現物でも贈られる。次の表は過去10年間(1951-61)における持参金をカースト別に見たものである。

カースト	所帯数	娘の結婚の際、持参金を贈った所帯	金額 (ルピー)	全体比 %
Brahmin	7	3	2,700	3.4
Rajput	41	15	43,500	54.6
Khatttri	2	1	3,000	3.8
Rorh	1	—	—	—
Gadaria	7	2	2,000	2.5
Barhai	8	3	2,500	3.1
Lohar	1	1	1,500	1.9
Kumhar	5	2	2,900	3.6
Kahar	5	2	1,000	1.3
Dhobi	2	—	—	—
Chamar	63	16	7,690	10.0
Mehtar	11	2	700	0.9
Ansari	1	1	100	0.1
Teli	38	14	11,590	14.6
Nai	2	1	100	0.1
Mirasi	3	—	—	—
Firai	3	1	100	0.1
計	200	64	79,650	100

ムスリムは普通、娘の嫁入りには装身具や器具、衣類、家具などを持たせる。(S., P. 34)

持参金制度を禁ずる法律 (The Dowry Prohibition Act, 1961) が成立しているが、これについてG村の報告書に次のような統計が見られる。(G., P. 145)

カースト	所帯数	現在の制度に 反対するもの	任意の制度であつ ても反対するもの	持参金制度禁止法 を知っているもの
Chamar	44	41	5	31
Gujar	31	31	—	27
Rajput	19	19	—	15
Brahmin	20	18	—	17
Bhangi	9	8	3	5
Nai	9	7	2	6
Baniya	5	5	1	5
Gosain	6	6	1	5
Jat	1	1	—	1
Sunar	1	1	—	1
Kadera	1	1	—	1
Kumhar	1	1	—	2
Muslim	2	2	—	2
計	149	141	12	116

次は娘を結婚させた所帯についての統計である。(P. 146)

カースト	所帯数	娘を嫁に出した所帯	持参金のおよその金額 (ルピー)	所帯当平均額 (ルピー)
Chamar	44	5	5,800	1,160
Gujar	31	4	8,650	2,162
Rajput	19	2	4,100	2,050
Brahmin	20	3	6,050	2,017
Bhangi	9	2	2,500	1,250
Nai	9	1	1,400	1,400
Gosain	6	1	1,750	1,750

1955年ヒンドゥー婚姻法

1955年ヒンドゥー婚姻法の条項についての認識を持っている人は僅かである。結婚年齢の条項は守られるよりも破られるほうが多い。こうした違反行為は一度も起訴されたことはない。したがってこの法の条項はシャールダー法 (The Sarda Act) 同様死文と化している。

1956年ヒンドゥー養子・扶養法¹

この法律（1956年法律第78号）のあることを知っている者はだれもいなかった。

(註)

1 The Hindu Adoptions and Maintenance Act, 1956 これは1956年12月21日に施行された。これにより、女性にも養子をとる資格と養子になる資格が与えられたほか、宗教的儀式をしなくても養子縁組が有効なものとなされ、また、転宗しても扶養を受ける権利を保持するなどの諸点が改定された。

1956年ヒンドゥー相続法¹

1956年ヒンドゥー相続法（1956年法律第30号）の条項を知っている者は1名もいなかった。ヒンドゥー全所帯170戸の戸主に息子と娘の平等な相続に対する態度につき質問をした。32人（18%——Barhai 2人, Brahmin 2人, Jatava 6人, Kayastha 1人, Nai 1人, Lodhey 1人, Dhobi 1人）が娘は息子と平等な相続権を持つとした。今日までのところ娘が息子と平等な相続を受けた例は一つもない。娘たち自身が親や兄弟との仲を悪くしてまでこの新しい権利を主張しない。

(註)

1 The Hindu Succession Act, 1956

従来ヒンドゥー相続法には大略二つの権威があつたが、これにより遺言証書のない相続についてすべてのヒンドゥーに統一的な法律が適用されるようになり、また、女子も遺産相続権を与えられた。

相続に関してはG村の報告が詳しいので次に記す。(G., PP. 131-135)

我々の得た知識によると遺産の相続様式は多分に慣習法並びに判例に準拠している。面接調査したところほとんど全員が慣習法については知っていたが、いくつかの判例は知らなかった。

慣習法によると遺産に対し息子たちが平等な相続権を有するものとされる。息子たちが（18歳以下の）未成年者の場合、遺産は息子たちが成人するまで一種の管財人となる母親の手に委ねられる。男子の相続人のない場合、妻が再婚しない限り生涯その遺産を利用することができる。妻の死後、遺産は故人の兄弟が分け合う。故人に男子の相続人がなく、配偶者が死亡している場合、遺産は故人の兄弟が平等に分け合う。だが、故人に兄弟のない場合、遺産は故人の父方の縁者が故人との親近の度によって分け合うことになる。このように慣習法では娘や姉妹、その他女子の縁者には遺産の相続権はない。もつとも、その遺産を相続した者は道義的。法律的に故人の未婚の娘を扶養し結婚させる義務を負っていた。村人たちによればこれは厳しく守られてきたところであり、そのような未婚の娘を見捨てたような男は一人もいなかったということである。

縁者の間に遺産の相続分について問題が生じた場合には、大体上に説明した慣習法に則って裁判所が判定を下してきた。

各世帯の戸主に、遺産相続人と相続分について質問してみた。

現 行 の 遺 産 相 続

カースト	世 帯 数	各自のカースト内で次の者が相続権を持つとする			
		息子	娘	妻	わからない
Chamar	44	44		6	
Gujar	31	31		7	
Rajput	19	19		4	
Brahmin	20	20		8	
Bhangi	9	9		2	
Nai	9	9		1	
Baniya	5	5		3	
Gosain	6	6		1	
Jat	1	1			
Sunar	1	1			
Kadera	1	1		1	
Kumhar	1	1			
Muslim	2	2			
計	149	149		33	

カースト	世帯数	相 続 人 と 相 続 分				わからない
		下 息子たち が平等に 相 続	の 相 娘も息子 と平等に 相 続	続 方 法 息子のな い場合妻 が相 続	に よ る... 息子と妻の ない場合、 兄弟が相続	
Chamar	44	44		23	44	
Gujar	31	31		31	31	
Rajput	19	19		17	19	
Brahmin	20	20		11	20	
Bhangi	9	9		2	9	
Nai	9	9		4	9	
Baniya	5	5		5	5	
Gosain	6	6		3	6	
Jat	1	1		1	1	
Sunar	1	1		1		
Kadera	1	1				
Kumhar	1	1				
Muslim	2					
計	149	147		98	147	

ムスリムは長男のみが相続すると答えた。1956年ヒンドゥー相続法によると、次の3つの原則により遺言証書を作成せず死亡した男子の遺産は息子、娘、寡婦、母、先に死亡した息子の息子、先に死亡した娘の息子、先に死んだ息子の娘、などに相続される。

- (a) 寡婦が1人以上の場合、一相続分を共同で取得する。
- (b) 故人の息子や娘たち及び母は各自一相続分を取得する。
- (c) 先に死亡した息子もしくは娘たちのそれぞれの系統をひく相続人たちは彼らの間で一相続分を取得する。

こうした変化について各世帯の戸主にこの法律の主要な条項についての認識度を調査してみた。

カースト	世帯数	ヒンドゥー養子法 に改正のあったこ とを知っている	ヒンドゥー相続法 に改正のあったの を知っている	ヒンドゥー相続法 改正の内容を正確 に知っている
Chamar	44	—	4	—
Gujar	31	—	19	—
Rajput	19	—	12	—
Brahmin	20	—	8	—
Bhangi	9	—	—	—
Nai	9	—	1	—
Baniya	5	—	4	—
Gosain	6	—	3	—
Jat	1	—	1	—
Sunar	1	—	—	—
Kadera	1	—	—	—
Kumhar	1	—	—	—
Muslim	2	—	—	—
計	149		52	

娘が息子と等しく遺産相続することについて質問してみたところ、カーストとか財産には関係なく大多数がこれに強く反対した。

カースト	世帯数	娘にも平等であ ってよいとする	娘にも平等なこ とに反対する
Chamar	44	10	34
Gujar	31	1	30
Rajput	19	4	15
Brahmin	20	1	19
Bhangi	9	8	1
Nai	9	1	8
Baniya	5	—	5

Gosain	6	—	6
Jat	1	—	1
Sunar	1	1	—
Kadera	1	1	—
Kumhar	1	—	1
Muslim	2	2	
計	149	29	120

娘の相続に反対する人たちが主として主張するのは、農民の主たる財産は土地であり、それを他村に嫁ぐ娘に分け与えても結局は売却するなどしかなく管理しえない (Delhi Land Reforms Act of 1954 などの制約もあり) ということや小さな土地を細分することになるということなどである。また、娘は夫の財産を分有できるのであるから父親の財産まで分け与える必要はないという考えもある。さらに、一部にはこの相続法によって兄弟と姉妹の間に悪感情を生ぜしめ、姉妹が従来得ていた尊敬を失うことになるとして強硬に反対する意見もある。

不可触制¹

不可触制はヒンドゥー社会に深く根をおろした古くからの制度である。1955年不可触制差別禁止法 (The Untouchability Offences Act, 1955) があるにもかかわらずこれは今なお存続している。いかなる形態の不可触制差別行為も犯罪行為とするこの法律の存在について196戸の全所帯主に質問した。うち94所帯主 (47.9%) がこの法律の存在を知っている旨答えた。指定カースト26所帯のうち18戸はこの法律の条項を知らなかった。この法律に違反したため起訴された例はない。立法措置によってはこの不可触制は多分廃されないのであろう。わけても法律の条項が勵行されない場合にはそうである。

(註)

1 差別禁止法があるにもかかわらず、Mehtar は村の中で「不可触民」として扱われている。Chamar や Dhobi, それに Mehtar は社会生活上差別を受けており寺院への立入りや宗教関係の集会に出席できない。バラモンはこれらのカーストの家庭へ行って結婚式や法事をとり行ったりしない。(S., P. 34)

村人たちによれば不可触制は大昔から存在しているものであり、高いカーストの者はいわゆる不可触カーストに対する差別を不当なものとは考えていない。彼らによればそれは生活様式なのである。我々が調査したところでは、これら不可触カーストは高いカーストに常に権利を奪われ、抑圧され、搾取されてきた。たとえば、nīc jat とか nīc k(q)aum と呼ばれる不可触カーストは共同の井戸から水を汲めず、寺院に立入ることを許されず、いわゆる高いカーストの人と一緒に水を飲んだり、煙草を喫つたりできず、また、仕事以外には高いカーストの人の家に入らず、高いカーストの人と同じような席につくことも許されなかった。たとえ経済的に上位であつても同じことで

ある。そればかりか高いカーストの者は不可触民の結婚式や行事に出席しなかった。「不可触民」はまた、Nai（理髪師）と Purohit（祭司）のサービスを受けられなかった。この村ではチャマールとバンギーは自分たちだけの理髪師を傭い、プローヒトについてはプローヒトに依頼せずすませるか、仲間の中からだれかにその役割を果たしてもらうかしてきた。○○○

現在、村民たちはだれしも実際の差別行為が減少してきているという見解に立っているが、高いカーストの者は国がいわゆる「不可触」カーストと同等になるよう強制しており、「不可触民」はそれに勢いを得て高いカーストに対し挑戦的な態度をとるようになってきたとして、憤慨している。○○○

不可触制に関する調査

カースト	世帯数	差別の形態							
		差別禁止の法 律があるのを 知っている	差別が あると する者	食事を 共にし ない	井戸を 共用し ない	きせる を共用 しない	食器に 触れら れない	同席で きない	儀式に 参列で きない
Chamar	44	44	44	44	44	44	44	44	44
Gujar	31	31	13	13	17	31	11		
Rajput	19	19	11	4	14	19	16		
Brahmin	20	20	18	15	19	20	20	3	
Bhangi	9	9	9	9	9	9	9	9	9
Nai	9	9	3	2	4	9	4		5
Baniya	5	5	2	3	5	5	5		5
Gosain	6	6	2	2	2	6	4		4
Jat	1	1	1			1	3		1
Sunar	1	1	1			1	1		1
Kumhar	1	1			1	1			1
Muslim	2	2							1
計	148	148	104	92	115	146	117	56	71

〔この統計の合計の数字が間違っていたのでその範囲で訂正しておいた。なお、Kadera についての記載もない——註者〕

不可触制に基く差別に変化の生じた例を示すと次のようなものが数えられる。いわゆる不可触民に触れれば不浄になると考えられていたのであるが、現在ではチャマールとバラモンが乗合馬車に同席するのを奇異に感じたり、不浄になることを懸念したりすることがなくなってきた。時には高いカーストの者が「不可触民」の自転車に乗せてもらうことがある。また、学校では全く差別は見られず、子供たちは席を同じくしている。○○○

しかしながら、幾つかの理由でいわゆる高いカーストの者たちは「不可触民」に対する政府の救済措置を苦々しく思っている。彼らが最も不服を言うのは指定カーストに対する住宅資金の融資措置である。次に不満なのは、Gaon Panchayat やその他の機関における特別保留議席の制度であ

る。また、これら指定カーストの子弟に学用品費とか衣服費として特別の奨学金が与えられることにも強く不満であり、自分たちも同様な恩恵を与えられるべきだと考えている。（G., PP. 143-144）

ザミーンダーリー制廃止

ザミーンダーリー制の廃止は住民の社会生活に急激な変化をもたらした。村人たちはザミーンダールやその代理人たちの抑圧を受けなくなった。苦役にかりだされることもなくなった。自分の耕作する土地の所有者となったのである。土地に永久的な改良を加えることもできる。強制労働はなくなった。自由の空気が隷従の息詰まる空気にとって代わった。

第 5 章

結 語 （ 省 略 ）

訳 吉 崎 棟 弘
註 古 賀 勝 郎